

平成26年度 定期監察報告書

平成27年3月

国土交通省大臣官房監察官室

目次

第 1	監察事項及び対象機関	1
第 2	対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施機関	2
第 3	監察結果	4
I.	はじめに	4
II.	若手職員をはじめ職員一人一人が生き生きと仕事ができる職場環境 整備、誇りとやりがいの共有、人材育成、業務改善の取組	6
1.	報告	6
(1)	趣 旨	6
(2)	職員の士気や組織パフォーマンスの向上を図るための取組	7
1)	人的資源である個々の職員を大切にし、その能力を最大限発揮 させるための取組	7
①	若手職員の育成のための取組状況	7
②	各局等での研修実施状況	8
③	オンザジョブトレーニング（OJT）等の取組事例	8
④	担当者会議・現場見学会・勉強会などの取組状況	9
⑤	イントラネット等を活用した職員のスキルアップ等の取組状況	10
2)	管理職員も部下職員も一体となった1つのチームとして業務を 遂行していることを再認識する取組	10
①	単位課所における定期的なコミュニケーション活動の状況	10
②	本局幹部職員と現場職員のコミュニケーションの機会の状況	10
③	職員が幹部に相談や決裁を求めるための時間確保等の取組	11
3)	部下職員の業務の進捗状況や業務量の把握・管理、手戻り・や り過ぎの排除、部下職員の心身の健康状態を良好に保つような心 がけ、日頃から話しかけやすい職場の雰囲気づくり等に関する 取組	11
①	管理職員による超過勤務縮減の取組状況	11
②	業務発注に関するルールの実施状況	11

③	話しかけやすい職場の雰囲気づくり等のために工夫した取組状況	12
4)	その他、職員の士気や組織パフォーマンスの向上を図るための取組に関する各機関における独自の取組状況	13
(3)	職員の健康を守る健康安全管理の徹底の取組	14
1)	部下職員の超過勤務実態の把握など管理職員における部下職員の心身の健康状態を良好に保つよう促す取組	14
①	管理職員等に対するメンタルヘルスへの理解促進講習・講義などの実施状況	14
②	心の健康づくり研修の実施状況	14
③	心の健康づくりのための職場環境改善の取組状況	15
④	カウンセラーなどによる相談の設置状況・実施状況	15
⑤	メンタルヘルスに問題の生じた職員の状況把握・対応状況	15
⑥	「国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間」及び「国家公務員健康週間」での活動内容	16
2)	VDT健康診断の実施状況、超過勤務を行う者・緊急災害対策に従事する職員に対する健康診断・面接指導の実施状況等業務に応じた健康管理の取組	16
①	VDT健康診断の実施状況	16
②	臨時の健康診断の実施状況	16
③	超過勤務の多い職員に対する医師による面談の実施状況	16
④	緊急災害発生時における応援態勢等ルールの策定状況	16
⑤	災害緊急対応従事職員に対する健康診断の実施状況	17
(4)	組織としての業務改善に向けた取組	18
1)	非効率な業務の見直し、意思決定プロセスの見直し、作業発注の効率化等の当該地方支分部局の業務改善の取組	18
①	各局における業務改善推進プロジェクトチームや協議会等の設置の有無・検討内容	18
②	各局における業務改善計画の策定の有無・予定の有無	18
③	業務改善提案窓口の設置状況・提案受付状況・検討プロセス・採用例など運用状況	19
④	局長表彰等の表彰制度の策定の有無の状況	19
⑤	組織のミッションの明確化の取組状況	19
⑥	業務の棚卸しの検討状況・合理化した事例	20
⑦	コスト削減の取組事例	20

2)	コンプライアンス意識をより一層高めるための取組	21
①	コンプライアンス推進計画の進捗の把握状況	21
②	コンプライアンス推進計画 CA プロセス（検証と見直し、改善） の実施状況	21
3)	その他、業務改善に関する各機関における独自の取組状況・そ の他、業務改善に関する各機関における独自の取組状況	22
(5)	若手職員をはじめ職員一人一人が生き生きと仕事ができる職場 環境整備、誇りとやりがいの共有、人材育成及び業務改善に関す る各機関の長及び幹部の取組【幹部職員に対する個別ヒアリング の実施結果】	23
2. 提示意見		30
3. 推奨事例		31
(1)	東日本大震災の経験・教訓を活かした研修等の取組（東北地方 整備局）	31
(2)	職員の人材育成に向けた総合的な取組（関東地方整備局）	32
(3)	職員の成長と部下指導力の向上を図る取組（中部地方整備局）	34
(4)	業務改善に向けた取組（中国地方整備局・関東地方整備局・沖 縄総合事務局開発建設部）	35
(5)	「若旅」プロジェクト（中国運輸局）	36
(6)	K A I Z E N 1 0 推進本部（中国運輸局）	37
(7)	各種会議の合理化（北海道運輸局）	38
Ⅲ. 広報・広聴及び事業者とのコミュニケーションの取組		
1. 報告		40
(1)	趣 旨	40
(2)	広報・広聴に関する取組	41
1)	広報に関する指針・計画等の整備状況	41
2)	報道機関等への対応に関する取組状況	41
3)	広報体制の整備状況及び広報のスキルアップのための研修等の 実施状況	42
①	広報体制の整備状況	42
②	出前講座等の取組状況	42
③	広報のスキルアップのための研修等の実施状況	43

4)	ウェブサイトの整備状況	44
①	ウェブサイトの作成または更新における工夫の状況	44
②	高齢者・障害者等に配慮したウェブサイトの作成等に関する取組状況	44
③	ウェブサイトの改善のための取組状況	45
5)	防災に関する情報発信に関する取組状況	45
①	平常時における防災に関する情報発信の取組状況	45
②	災害発生時等の緊急時の情報発信の取組状況	46
6)	広報結果のフォローアップに関する取組状況	46
7)	国民から広く意見を聴くための取組状況	46
8)	その他、広報・広聴に関する各機関における独自の取組状況	49
(3)	工事受注者とのコミュニケーションの取組	51
1)	三者会議に関する取組状況	51
①	三者会議の実施状況	51
②	三者会議の効果等の検証状況	51
2)	ワンデーレスポンスに関する取組状況	51
①	ワンデーレスポンスの手引きの作成状況	51
②	ワンデーレスポンスの実施状況	51
③	ワンデーレスポンスの効果の検証状況	51
3)	設計変更審査会に関する取組状況	52
①	設計変更審査会の実施状況	52
②	設計変更ガイドライン及び工事一時中止に係るガイドラインの作成状況	52
③	設計変更審査会の開催による効果の検証状況	52
4)	受発注者の業務効率化に関する取組状況	52
①	工事書類の簡素化に関する取組状況	52
②	情報共有システム等の情報通信技術の導入による業務効率化の取組状況	52
5)	その他、受注者とのコミュニケーションの円滑化に資する各機関における独自の取組状況	52
(4)	業界団体等との協働・コミュニケーションの取組	54
1)	業界団体等と協働して管内の住民に訴えかける取組状況	54
2)	技術力向上や現場の安全対策向上のための取組状況	54
①	技術力向上のための取組状況	54
②	現場の安全対策向上のための取組状況	54

(3)	業界団体等や個別業者とのコミュニケーションの実施状況	55
(5)	広報・広聴及び事業者とのコミュニケーションに関する各機関 の長及び幹部の取組【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結 果】	56
<u>2. 提意見</u>		60
<u>3. 推奨事例</u>		
(1)	広報方針・計画策定の取組（中部地方整備局）	62
(2)	出前講座の取組（四国運輸局）	64
(3)	広報のスキルアップ研修の取組（北海道運輸局）	66
(4)	ツイッターを活用した広報を行う際のルール作りの取組（関東 地方整備局常陸河川国道事務所）	68
(5)	業界団体と協働して管内住民に訴えかける取組（中国運輸局）	70
(6)	建設企業の動向把握の取組（中部地方整備局）	72

第 1 監察事項及び対象機関

平成 26 年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

(1) 監察事項

- ① 若手職員をはじめ職員一人一人が生き生きと仕事ができる職場環境整備、誇りとやりがいの共有、人材育成、業務改善の取組
- ② 広報・広聴及び事業者とのコミュニケーションの取組

(2) 対象機関

東北、関東、中部及び中国の各地方整備局
北海道、東北、関東、中国及び四国の各地方運輸局
国土技術政策総合研究所
国土交通大学校
内閣府沖縄総合事務局開発建設部

第2 対象機関毎の担当監察官及び現地監察実施機関

表1 地方整備局等

対象機関	担当監察官	実施機関
東北地方整備局 本局 能代河川国道事務所	総括監察官 稗田 昭人 監察官 中村 俊之 監察官 瀧口 茂隆	11月25日から 11月27日まで
関東地方整備局 本局 常陸河川国道事務所	総括監察官 松脇 達朗 上席監察官 山田 祐三 監察官 浮谷 高司 監察官 瀧口 茂隆	7月 1日から 7月 3日まで
中部地方整備局 本局 愛知国道事務所	総括監察官 稗田 昭人 監察官 浮谷 高司 監察官 瀧口 茂隆	9月10日から 9月12日まで
中国地方整備局 本局 広島港湾・空港整備事務所	総括監察官 稗田 昭人 監察官 浮谷 高司 監察官 野澤 良一	10月29日から 10月31日まで
内閣府沖縄総合事務局 本局	総括監察官 稗田 昭人 監察官 榊原 佳広 監察官 瀧口 茂隆	10月14日から 10月15日まで

表2 地方運輸局

対象機関	担当監察官	実施機関
北海道運輸局 本局	総括監察官 稗田 昭人 監察官 渡邊 俊明 監察官 宮本 勇二	9月 4日から 9月 5日まで
東北運輸局 本局	総括監察官 稗田 昭人 監察官 押田 悟 監察官 宮本 勇二	7月 28日から 7月 29日まで
関東運輸局 本局	総括監察官 稗田 昭人 監察官 押田 悟 監察官 宮本 勇二	10月 6日から 10月 7日まで
中国運輸局 本局	総括監察官 稗田 昭人 監察官 林 正尚 監察官 宮本 勇二	12月 2日から 12月 3日まで
四国運輸局 本局	総括監察官 稗田 昭人 監察官 林 正尚 監察官 宮本 勇二	10月 23日から 10月 24日まで

表3 国土技術政策総合研究所 国土交通大学校

対象機関	担当監察官	実施機関
国土技術政策総合研究所	総括監察官 稗田 昭人 監察官 小澤 雅幸 監察官 関 宏治	9月 17日から 9月 18日まで
国土交通大学校	総括監察官 稗田 昭人 監察官 榊原 佳広 監察官 関 宏治	10月 28日から 10月 29日まで

第3 監察結果

I. はじめに

国土交通行政の円滑な推進を図るためには、綱紀を保持するとともに、行政の効率性及び透明性を高め、国民の信頼を確保することが必要である。

- (1) 我が国においては、災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策等に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めなければならないが、国土交通省は、これらの施策を推進するに当たっても、地方整備局、地方運輸局等の現場の一人一人の職員の力をもって、国民の生活と命を守るという役割を今後とも果たしていく必要がある。

一方、現場には、若手職員の減少や業務の多様化、高度化が進展している。このような中、若手職員をはじめとする職員一人一人が生き生きと仕事をするように、誇りとやりがいを共有し、業務に必要な様々な能力を向上させていくことが必要である。また、組織として、業務改善を進め、これら現場の職員の職場環境を整備していくことも、重要な課題である。

- (2) 国土交通省の行政は国民生活に密着しており、社会・経済情勢の変化に対応した課題、要請等に的確に取り組むためには、地方公共団体や民間企業、さらに国民各層に対し、分かりやすい広報に努め、また、国民の声に真摯に耳を傾ける広聴に力を入れる必要がある。そのためには、職員一人一人の広報マインドも重要であるし、それを組織としてどのようにバックアップするかも大事である。

また、所管行政を遂行する上で重要なパートナーである工事受注者等の事業者、業界団体等とのコミュニケーションを的確に行うことも、求められている。

このような状況を踏まえ、平成26年度においては、

- ① 若手職員をはじめ職員一人一人が生き生きと仕事ができる職場環境整備、誇りとやりがいの共有、人材育成、業務改善の取組
 - ② 広報・広聴及び事業者とのコミュニケーションの取組
- に関する監察を実施した。

なお、本報告書は監察実施期間における監察内容を踏まえたものとしているが、以下に掲げた提意見に対しては、各監察対象機関において順次適切な措置を講じている。

Ⅱ. 若手職員をはじめ職員一人一人が生き生きと仕事ができる職場環境整備、誇りとやりがいの共有、人材育成、業務改善の取組

1. 報 告

(1) 趣 旨

我が国においては、災害から人命を守り、社会の機能を維持するため、ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策等に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱化を進めなければならないが、国土交通省は、これらの施策を推進するに当たっても、地方整備局、地方運輸局等の現場の一人一人の職員の力をもって、国民の生活と命を守るという役割を今後とも果たしていく必要がある。

一方、現場では、若手職員の減少や業務の多様化、高度化が進展している。

このような中、若手職員をはじめとする職員一人一人が生き生きと仕事をすることができるように、誇りとやりがいを共有し、業務に必要な様々な能力を向上させていくことが必要である。また、組織として、業務改善を進め、これら現場の職員の職場環境を整備していくことも、重要な課題である。

このため、地方整備局、地方運輸局等の地方支分部局において、現場の最前線で働く職員一人一人の職場環境整備、誇りとやりがいの共有、人材育成、業務改善に、組織としてどのような取組を行っているかについて、監察を実施した。

(2) 職員の士気や組織パフォーマンスの向上を図るための取組

国土交通省は、人々の生き生きとした暮らしと、これを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しく良好な環境、多様性ある地域を実現するためのハード・ソフトの基盤を形成するために、全国に配置されている現場において、維持管理を含めた道路、河川等の社会資本整備、交通運輸の安全確保のため、各職員が国民の生活と命を守るという役割を果たしている。こうした多岐にわたる国民生活に密着した行政を展開するとともに、少子高齢化、グローバル化など社会・経済情勢の変化に対応した新しい政策課題にも取り組んでいる。

一方で、現場では定員合理化計画に伴う若手職員の減少、業務の多様化、高度化が進んでおり、現場で活躍する各職員に求められる業務量は増大している。

限られた行政資源を有効に活用して効率的に業務を進め、重要な政策課題により注力するためには、現場の最前線で働く職員が誇りとやりがいを共有し、業務に対する能力やモチベーションを向上させるよう、環境整備を進めることが必要である。

このようなことから、国民の期待に応える人材育成とともに、専門職種ごとの技術水準を維持できるよう、スキルアップに資する取組や職場環境の整備等について監察を実施した。

1) 人的資源である個々の職員を大切にし、その能力を最大限発揮させるための取組

① 若手職員の育成のための取組状況

各地方整備局、各地方運輸局、国土技術政策総合研究所においては、若手職員のための育成プログラムや個別職員の育成状況把握のためのカルテなどにより計画的に人材育成を行う取り組みがされていた。

関東地方整備局においては、平成17年3月に策定された「人材育成基本方針」にしたがい、事務官・技官を問わず若手職員を育成する様々なプログラムを計画的・継続的に実施、例えば、若手職員の減少、団塊世代の引退等による技術伝承の課題に対応するため、入省1～4年目の若手職員を対象に、分野毎に指導要領を定め、教育担当官（事務所副所長等）の指導の下、技術習得を支援しており、教育担当官は対象職員から週単位で報告を受け、育成記録（人材育成カルテ）を作成し、人事異動の際にもその記録を引き継いでおり、本局では教育担当官への指導、履修状況の把握等を実施し、以降のプログラムに反映していた。また、

若手職員の課内勉強会を実施し、発表のみならず、司会進行等の運営を若手職員に担当させることにより、若手職員の説明能力及びプレゼンテーション能力の向上を図るなどの取り組みが見られた。

中国運輸局においては、平成23年度に広島経済大学と連携協定を締結し、運輸局の若手職員が大学生と共同で、若者の旅行離れの実態や問題点の分析、若年層が参加しやすい旅行像などについて、若者目線で考え、検討する「若旅」プロジェクト旅行企画報告会を実施しており、旅行会社などの観光関係者に向けたプレゼンテーション等を通じて、若手職員を育成するとともに、その能力を最大限発揮させるための取り組みが見られた。

国土交通大学校においては、自らが行う研修講義のうち業務に関連する講義を、若手職員がスキルアップのために聴講できる制度を設定していた。

沖縄総合事務局開発建設部においては、沖縄総合事務局全体の中堅若手勉強会に取り組んでおり、局全体の風通しにも配慮していた。

② 各局等での研修実施状況

各地方整備局、各地方運輸局において、係長級、管理職級などの階層別研修をはじめ、技術力向上のためのスキルアップ研修を行っていた。（関東地方整備局は国土交通大学校にて実施）

関東運輸局においては、管内すべての支局、事務所の登録業務従事者を対象とした自動車技術安全部の主催する登録業務研修プログラム、登録業務の経験が浅い係員や係長クラスを対象として自動車登録に係る基本知識の取得を目的とする即戦力研修、登録部門の核となる者の育成と専門知識の取得及び向上を目的としたスキルアップ研修など、職員の経験に応じた研修プログラムを設定し実施していた。

沖縄総合事務局開発建設部においては、開発建設部独自の研修として30代から40代前半の職員を対象に「中堅職員研修」を実施していた。

③ オンザジョブトレーニング（OJT）等の取組事例

各地方整備局においては、個々の若手職員に対し教育担当者等を定めて、計画的、組織的に育成を行う取り組みがなされていた。

中部地方整備局では、平成26年度に日常的な育成指導にシフトした「新OJT事務系若手職員育成プログラム」において、採用後、係長に昇任していない事務系職員（30歳を上限）を対象とし、2年間の育成

期間を設け、育成指導者等が作成する対象職員毎の育成計画に基づいて実施、また、本局に設置したOJT推進委員会が作成した標準育成計画を踏まえ、対象職員毎の育成計画を作成するよう育成指導者に指導・助言を行っていた。

中国地方整備局においては、平成24年度から「OJTカルテ」による若手職員の育成に取り組んでいた。特に、技術系職員に対しては、平成26年3月27日付けの企画部長通知で「若手技術系職員の育成について」により、計画的かつ具体的な育成方針を定め、本局及び事務所が一体となって監修し、実施していた。

各地方運輸局においては、各担当業務に関するマニュアルを作成してOJTや研修・勉強会に活用し、職員のスキルアップに取り組んでいた。

四国運輸局においては、各職場において、自動車検査・登録業務、船舶検査を始めとする海事業務など、個別行政分野に関する各種マニュアルに基づき、OJTが実施されていた。例えば、自動車監査やトラック事業に係る業務については、新人用の業務マニュアル・解説書を作成し、新人が新しい事務事例に遭遇した際に、マニュアル上の掲載箇所を示し、指導役が処理する様子を見せたり、本人に処理させた後で問題点を指摘したりする方法を取っており、経験の浅い職員のスキルアップを図る体制整備に取り組んでいた。

国土交通大学校柏研修センターにおいては、職員の宿直業務について、宿直時に1人で対応できるよう最初は2人体制により手順指導を行っており、また、危機管理対応の一環として非常時に想定できる対応についてまとめた「防災初動マニュアル」を小平本校、柏研修センターでそれぞれ作成・配布し、防災訓練や実地指導等を含め職員に周知することなどに取り組んでいた。

④ 担当者会議・現場見学会・勉強会などの取組状況

各地方整備局、各地方運輸局、沖縄総合事務局開発建設部、国土交通大学校においては、担当者会議、講習会、勉強会などを実施していた。

国土技術政策総合研究所においては、若手職員の横の繋がりを構築し、また研究のモチベーションを上げることを目的とした各種研究発表会を実施していた。

東北運輸局においては、若手職員のスキルアップの取組として、平成25年度には、担当者会議を16回、現場見学会を4回、勉強会を1回実施していた。窓口における接遇に関する勉強会については、外部有識

者を招いて外国人旅行者の受入体制に関する講演会を行っていた。

⑤ イン트라ネット等を活用した職員のスキルアップ等の取組状況

東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、中国地方整備局においては、各種マニュアル、担当者会議資料、質疑応答集、スキルアップセミナーの報告や論文、用地事務マニュアルなどの資料を掲載し、職員のスキルアップに取り組んでいた。

東北運輸局においては、毎月、交通環境部消費者行政・情報課において取りまとめている「行政相談事例」をイン트라ネットに掲載し、他の部署等における行政相談対応への参考に供していた。

沖縄総合事務局開発建設部においては、現場監督・検査実務に係るQ & Aを技術管理課が作成し、掲載していた。

2) 管理職員も部下職員も一体となった1つのチームとして業務を遂行していることを再認識する取組

① 単位課所における定期的なコミュニケーション活動の状況

朝会などの定期的なスケジュール確認や状況報告などを行う会議などを活用して定期的なコミュニケーションの機会の確保がなされていた。

② 本局幹部職員と現場職員のコミュニケーションの機会の状況

各地方整備局、各地方運輸局、及び沖縄総合事務所開発建設部において、幹部職員の現場視察などの機会を捉えて、幹部職員と現場職員との意見交換等の実施により幹部の思いを伝え、また、現場事務所等からの声を聴くことに努めていた。

国土交通大学校、国土技術政策総合研究所においては、各種会議などで幹部職員と職員がコミュニケーションを取る機会の創出に努めていた。

関東地方整備局においては、本局幹部が管内各事務所に出向いて行う意見交換会を、平成25年度には37事務所で実施し、平成26年度は28事務所で実施を予定するなど計画的に実施しており、コンプライアンス、職場内コミュニケーション、情報共有、入札関係等の日常的な課題について、意見交換を行っていた。

中国地方整備局においては、本局幹部が管内各事務所に出向いて行う意見交換会を、平成25年度に10事務所で実施しており、所属職員ら

と「将来の国交省のあり方・目指す姿、そのために必要な施策、主要なミッション」、「重点的に取り組むべき業務、省力化・効率化・改善すべき業務等」について1～2時間程度の意見交換を実施していた。

③ 職員が幹部に相談や決裁を求めるための時間確保等の取組

関東地方整備局においては、各部で特定の時間帯には部長が極力自室で執務するなど、部内からの相談や決裁を優先的に受けるための時間を設けていた。

中部地方整備局道路部においては、決裁案件登録用紙を備えて決裁案件を把握するとともに、毎日一定の時間帯を部長決裁時間として確保し、必ず決裁がとれるようにしていた。

東北地方整備局能代河川国道事務所においては、毎週金曜日始業時以降2時間を決裁優先時間として確保していた。

その他の監察対象機関においては、スケジュール情報の共有などにより、決裁が滞らないように工夫をしていた。

3) 部下職員の業務の進捗状況や業務量の把握・管理、手戻り・やり過ぎの排除、部下職員の心身の健康状態を良好に保つような心がけ、日頃から話しかけやすい職場の雰囲気づくり等に関する取組

① 管理職員による超過勤務縮減の取組状況

沖縄総合事務局開発建設部を除く全ての監察対象機関においては、「超過勤務の縮減に向けた当面の取組について（通知）」（平成22年5月12日付国官人第109号大臣官房長通知）等に基づき、超過勤務の管理を行っていた。

各地方整備局及び各地方運輸局においては、超過勤務削減計画や重点取組などを作成し、定期的な超過勤務状況把握を行い、目標値を超えそうな職員の業務分担の見直し等を行うなどの取組を行っていた。

沖縄総合事務局開発建設部においては、毎日17時までに「超過勤務予定書」を提出させることより、管理職は日々当日の各人の超勤予定を把握していた。

② 業務発注に関するルールの実施状況

関東地方整備局においては、平成19年5月18日付け総務部長・企画部長通知「業務依頼の適正化の一層の促進等について」により、以下の通り明文化したルールを制定していた。

- ・本局担当課は、依頼の前に、既存資料等との重複はないか、他部他課より類似の依頼がなされていないかを十分に確認、検討すること。
- ・依頼にあたっては、本局担当課長（官）は必ず作業量、内容、期限等を吟味の上、「資料作成等業務依頼書」に押印し、これを送付すること。
- ・本局から依頼を受けた場合、事務所担当課長は、必ず自ら作業の目的、精度、範囲等を確認した上で指示を出すこと（不明な点は本局担当課に必ず確認すること）。
- ・フォローアップとして、作業依頼に不適切と認められるものがあつた場合は、事務所長又は副所長から本局に対して連絡をすること。

中部地方整備局においては、平成26年3月12日付け総務課長名事務連絡「業務依頼の適正化等業務改善の推進について」を本局各課及び各事務所長あてに発出し、周知徹底をしていた。

中国地方整備局においては、平成25年1月31日付け総務課長・企画課長連名事務連絡「各種調査を事務所に依頼する場合の取扱」の周知徹底をし、平成26年度作業依頼にあたり、改めて本局総務課長より本局各部各課長へ事務所等への業務依頼が同事務連絡に則り適正に行われるよう、所属職員に周知徹底を図っていた。

③ 話しかけやすい職場の雰囲気づくり等のために工夫した取組状況

すべての監察対象機関において、職場内コミュニケーションの改善のため、あいさつの励行、意見交換会の実施、報連相の徹底、幹部職員による縦横に対する目配りなど様々なアプローチにより取り組んでいた。

北海道運輸局においては、北海道運輸局の広報誌「北斗七星」の発行に加えて、その局内版として作成している「北斗七星・流れ星」において、新任部長などの幹部を始めとする運輸局職員の紹介記事や、職員の投稿により職場での日常の出来事等を掲載し、現場事務所を含めた運輸局の全職員に展開することで局全体の情報交換、話題づくりを行うなど、局全体として良好な職場環境の醸成に努めていた。

東北運輸局においては、管内支局長会議や担当者会議など、本局で開催される各種会議等の場において、「気配り・気づき・声かけ・話をきく」という4Kの実践が重要であることを職員に説明し、職場に戻った後も風通しのよい職場環境づくりに繋げることを周知徹底するなど、局全体として良好な職場環境の醸成に努めていた。

4) その他、職員の士気や組織パフォーマンスの向上を図るための取組に関する各機関における独自の取組状況

東北地方整備局においては、東日本大震災の復旧・復興事業のため、他の地方整備局等から応援派遣で来ている職員に対する激励・士気向上を図るため、「応援職員との意見交換会」を開催し、東北地方整備局長から直接感謝の言葉を伝えるとともに帰還者への表彰を実施していた。

関東地方整備局においては、職員に組織の理念と行動規範を意識づける「関東地方整備局職員行動基準」を策定しており、千葉国道事務所においては、民間事業者の取組も参考にしてこの「行動基準」をより簡潔なメッセージとした「クレド」を策定しカード形式にした上で、全所属職員に配布し、職員の士気向上を図っていた。

中国地方整備局においては、会計課・契約課の職員による会計・契約業務改善プロジェクトチーム（以下、P T）で、昨今の定員削減、無駄排除や行政コスト節減・効率化、その一方で会計・契約事務は、益々多様化・複雑化し、担当者の能力向上が不可欠な現状であることなどを踏まえ、会計・契約事務に係る業務改善について、既存の制度等に縛られない議論を行い、出来ることから見直し等を行っていた。この会計・契約業務改善P Tは平成21年10月に設置され、①無駄排除・コスト節減ワーキンググループ（以下、W G）、②業務見直し・改善W G、③情報化・危機管理W Gの3つのW Gに分かれ、自発的に活動している。

(3) 職員の健康を守る健康安全管理の徹底の取組

職員の健康安全管理については、国家公務員法第71条(能率の根本基準)において、「職員の能率は十分に発揮され、且つ、その増進がはからなければならない。」(第1項)、「前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める」(第2項)とされている。

職員の健康安全管理に関しては、この規定を受けて、「人事院規則10-4」(職員の保健及び安全保持)等が定められている。

国土交通省においては「国土交通省職員健康安全管理規則」が定められており、地方支分部局等の長が遵守すべき事項が規定されている。

これらに対する取組については、平成23年度、平成24年度に監察を実施しているところであるが、今年度については、これらの制度や取組を、いかなる方法で積極的に職員に浸透させ、有効に利活用しているかについて監察を実施した。

1) 部下職員の超過勤務実態の把握など管理職員における部下職員の心身の健康状態を良好に保つよう促す取組

① 管理職員等に対するメンタルヘルスへの理解促進講習・講義などの実施状況

国土交通大学校を除く全ての監察対象機関においては、管理監督者向けのメンタルヘルスに関する講習会・セミナー等を開催していた。

東北地方整備局においては、内部カウンセラーと健康管理者を対象に、メンタルヘルスに関する専門家を招いてカウンセラー懇談会を毎年実施し、メンタルヘルスの講話や管理職員等へのアドバイス、意見交換を行っていた。

中部地方整備局、中国地方整備局、中国運輸局においては、eラーニングも活用していた。講習内容としてはラインケアの啓発が中心となっていた。

国土交通大学校においては、職員を対象としたメンタルヘルス講習会を開催し、管理監督者や担当者については、本省や内閣府が行う講習会に参加させるなどしていた。

② 心の健康づくり研修の実施状況

全ての監察対象機関において、平成16年3月30日付人事院事務総局勤務条件局長通知「職員の心の健康づくりのための指針について(通

知)」に基づき、心の健康づくり研修等職員の理解促進や、職員及び管理監督者の教育に当たる者を養成するとともに健康管理者に対する研修を実施し、または人事院の行う研修に職員を参加させるなどしていた。

東北地方整備局、関東地方整備局、国土交通大学校においては、本省の行う「カウンセラー養成基礎講習会」や「カウンセラー養成ステップアップ講習会」に職員を参加させていた。

中国地方整備局、北海道運輸局、中国運輸局においては、人事院の主催する心の健康づくり研修に、健康管理者や担当者を参加させていた。

沖縄総合事務局開発建設部においては、平成26年度から新たに沖縄総合事務局が主催するメンタルヘルス講習会に職員を参加させる予定としていた。

③ 心の健康づくりのための職場環境改善の取組状況

全ての監察対象機関において、イントラネット、小冊子などを用いて心の健康づくりの啓発を行っていた。セルフチェックシートを配布するなどの取組も確認できた。

関東地方整備局においては、ベネフィットステーションを含む各種相談窓口やセルフチェック、カウンセラー養成に関する講習会・研修などの案内資料をイントラネットに掲載するなど、充実したコンテンツを提供していた。

④ カウンセラーなどによる相談の設置状況・実施状況

沖縄総合事務局開発建設部以外の監察対象機関においては、内部カウンセラーを設置しており、また、国土交通大学校を除く監察対象機関では外部カウンセラーを設置していた。

内部、外部のそれぞれのカウンセラーの利用状況については各機関において差異があった。

北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、中国運輸局など、内部カウンセラー利用者の少ない機関においては、その理由を分析し、イントラネットの活用に工夫を凝らす等、より利用しやすい環境整備に取り組む必要がある。

⑤ メンタルヘルスに問題の生じた職員の状況把握・対応状況

全ての監察対象機関において、人事院の「円滑な職場復帰及び再発防止のための受入方針」または各機関で作成した対応マニュアルやガイド

ラインなどに基づき、適正に対処していた。

⑥ 「国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間」及び「国家公務員健康週間」での活動内容

全ての監察対象機関において、「国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間」及び「国家公務員健康週間」についての周知や、啓発活動が行われていた。

関東地方整備局においては、国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間について、平成 25 年度国家公務員超過勤務縮減キャンペーン週間実施要領を踏まえ、重点実施事項や具体的な行動計画を定めて取り組んでいた。

2) VDT 健康診断の実施状況、超過勤務を行う者・緊急災害対策に従事する職員に対する健康診断・面接指導の実施状況等業務に応じた健康管理の取組

① VDT 健康診断の実施状況

全ての監察対象機関において、概ね適正に実施されていた。

② 臨時の健康診断の実施状況

全ての監察対象機関において、概ね適正に実施されていた。

③ 超過勤務の多い職員に対する医師による面談の実施状況

沖縄総合事務局開発建設部において、100時間を超える超過勤務を行った職員が、平成25年度に延べ8名、平成26年4月に6名いたにもかかわらず、医師による面接指導や臨時の健康診断が行われていなかった。

他の監察対象機関においては、概ね適正に実施されていた。

④ 緊急災害発生時における応援態勢等ルールの策定状況

関東地方整備局においては、「関東地方整備局災害体制運営要領」「首都直下地震における TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）受援計画【関東地方整備局】」を策定していた。

中部地方整備局においては、大規模自然災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における中部地方整備局防災業務計画に基づき設置している緊急災害対策派遣隊（Technical Emergency Control Force）

「TEC-FORCE」の派遣又は受入に関する手順等を定めるなどルールに基づき対応することとしていた。

中国地方整備局においては、「中国地方整備局 災害対策本部運営要領」において、支部に対する応援として災害時にその被害の程度に応じて支部に対する応援を努めて行うよう記載しており、他事務所管内において著しい被害が予想されると判断した場合においては応援出動の準備態勢や応援に必要な職員及び資機材等の準備を行うこととしていた。

各地方運輸局においては、緊急災害に対応するための組織・運営について、応援態勢を含めてルールを策定していた。

⑤ 災害緊急対応従事職員に対する健康診断の実施状況

東北地方整備局本局においては、平成14年7月17日付け総務部福利厚生官事務連絡「災害対応業務等従事職員に対する臨時健康診断の実施について」により、「徹夜するなど短期間に集中して災害対応業務等に従事した職員」について、

1. 災害対応業務等で、概ね通常勤務の後引き続き4時間以上の深夜勤務を行った者、又は4時間以上の深夜勤務の後に引き続いて通常勤務を行った者（深夜勤務とは22時～5時までの勤務のことであり、通常勤務とは、それ以外の時間帯のこととする）
2. 所属長が特に必要であると判断した者
3. 加療中、または1ヶ月以内に他の健診を受診予定で、本人から必要ない旨の申し出があった場合は、この限りではない。

と臨時の健康診断の実施基準を明文化していた。

その他の監察対象においては、特に基準を定めてはいなかったが、本人の希望、所属長の判断などにより臨時の健康診断を行うこととしていた。メンタルヘルスケアにも配慮して、カウンセリングの受診なども行っている箇所も見られた。

(4) 組織としての業務改善に向けた取組

限られた行政資源を有効に活用して、効率的に業務を進め、重要な政策課題により注力するためには、業務の合理化を進め、業務改善や環境整備を進めることが必要である。

そのため国土交通省では、平成24年8月に国土交通省業務改善推進本部を設置し、「業務改善に向けた具体的取組について（平成24年8月29日大臣官房総務課）」、「国土交通省業務改善計画（平成24年10月15日国土交通省）」、「国土交通省管理職員の業務改善十原則（平成25年6月20日国土交通省業務改善推進本部決定）」、等の取組を通じて、「非効率な業務の見直し」、「意思決定プロセスの見直し」、「身近な無駄の排除」を推進してきたところである。

今年度は、各地方支分部局等が、これらの課題に対しどのような体制で取り組んできたかを監察した。併せて各地方整備局及び沖縄総合事務局開発建設部におけるコンプライアンス推進計画の推進状況についても監察した。

1) 非効率な業務の見直し、意思決定プロセスの見直し、作業発注の効率化等の当該地方支分部局の業務改善の取組

① 各局における業務改善推進プロジェクトチームや協議会等の設置の有無・検討内容

全ての監察対象機関において、「業務改善協議会」、「業務簡素・合理化推進委員会」「業務改革推進本部」「事務改善協議会」「業務改善推進本部」「業務改善委員会」「K A I Z E N 1 0 推進本部」「業務改善推進室」「業務改善プロジェクトチーム」、「事務改善委員会」など名称は様々ではあるが、業務改善を目的とした体制を整備していた。

② 各局における業務改善計画の策定の有無・予定の有無

関東地方整備局、中部地方整備局、北海道運輸局、東北運輸局、中国運輸局、四国運輸局、国土交通大学校柏研修センターにおいては、業務改善計画・業務棚卸し計画等を作成し、計画的に業務改善に取り組んでいた。

東北地方整備局においても、業務改善計画の策定に向けた作業中であった。

他の監察対象機関では、本省作成の「国土交通省業務改善計画」を受けて業務改善を進めており、概ね適正に進められていた。

③ 業務改善提案窓口の設置状況・提案受付状況・検討プロセス・採用例など運用状況

各地方整備局、東北運輸局、関東運輸局においては、イントラネット上に、業務改善提案窓口を設置し、職員が提案のしやすい環境を整えていた。

その他の監察対象機関においては、職員からの業務改善提案を担当部署がメール等で受け付けるなどの方法をとっていた。

④ 局長表彰等の表彰制度の策定の有無の状況

中国運輸局においては、平成22年7月に「K A I Z E N 1 0 推進本部」（局長が本部長、局議メンバー（各部長等）が構成員）において、着眼点、創意工夫度、改善度等の観点から審査した結果高い評価を得た提案について、金賞、銀賞、銅賞、奨励賞を選定し、局長が表彰する制度を導入し、平成22年7月13日施行しており、これまでに10件の表彰実績があった。

東北地方整備局においては、整備局職員の士気の高揚を図る観点から、優れた業績をあげた職員または職域の功績を称え、その労に報いることを目的とした「業績表彰」制度を平成22年度に創設し、毎年度局長表彰を実施していた。この表彰の対象とする業績の1つとして、「簡素、合理化等の業務改善向上に対する顕著な貢献」を対象としていた。

関東運輸局においては、現場の支局や事務所における窓口業務の改善に向けた自発的取組を推進するため、運輸局長を本部長とする「窓口業務改善対策本部」を設置し、これまでに4回開催するとともに、「窓口業務の改善に向けた行動計画（アクションプラン）」を策定、管内のモデルとなるような格段の向上が図られた事案に対して運輸局長表彰を行うなど、局全体として現場窓口の業務改善に取り組んでいた。

⑤ 組織のミッションの明確化の取組状況

全ての監察対象機関において、年度当初の局長訓辞、課所長会議等の機会を捉えて、年度の業務目標や重点項目などについて幹部が説明するなどの取組が行われていた。

関東地方整備局においては、平成24年4月に倫理や社会通念上の規範なども含めた広い意味でのコンプライアンス活動を推進するため、整備局の役割や社会的要請なども明確にし、職員自身が自信と誇りを持って職務に取り組む環境づくりを目的として、「関東地方整備局職員行動

基準」を策定していた。この「職員行動基準」はイントラネットへの掲載等により、継続的に職員への浸透が図られていた。

⑥ 業務の棚卸しの検討状況・合理化した事例

関東地方整備局においては、行政文書の開示手続において、一度開示決定を行った「工事設計書等」は情報公開室内に設置したパソコンからCD-Rへのコピーで一般公表する試行を行っていた。この結果、平成24年度に比べて、件数が概ね半減しているという業務改善の効果が上がっていた。

沖縄総合事務局開発建設部においても、情報公開請求への対応について、一度公開許可となった文書については、審査手続きを経ないで請求者によるセルフコピーにより公開する取組により、年間約3000件の工事設計書等の情報公開の60%以上をセルフコピーによる公開へと切り替えており、大幅に業務量の縮減を図っていた。

北海道運輸局においては、幹部の指示に基づき各種会議の抜本的な見直しが行われ、①支局長等会議において、メール等で情報共有できる事案は付議せず、議論をしなければ新たな価値を生み出せない事案等に議題を絞り、②局長の決裁が必要な事案について、形式的な持ち回り決裁に費やす時間を節減するため、運輸局幹部による意思決定会議を実施するなど、会議の効果的・効率的な開催を徹底していた。

⑦ コスト削減の取組事例

全ての監察対象機関において、複写機等の統合、コピー単価の張付、本局での一括契約による事務の省力化やスケールメリットによるコスト削減、執務室内の照明の間引き点灯、昼休みの全消灯による削減効果など、「国土交通省業務改善計画」に準じた取組を行っていた。

中国地方整備局においては、会計課・契約課の職員による会計・契約業務改善プロジェクトチーム（以下、PT）で、昨今の定員削減、無駄排除や行政コスト節減・効率化、その一方で会計・契約事務は、益々多様化・複雑化し、担当者の能力向上が不可欠な現状であることなどを踏まえ、会計・契約事務に係る業務改善について、既存の制度等に縛られない議論を行い、出来ることから見直し等を行っていた。この会計・契約業務改善PTは平成21年10月に設置され、①無駄排除・コスト節減ワーキンググループ（以下、WG）、②業務見直し・改善WG、③情報化・危機管理WGの3つのWGに分かれ、自発的に活動している。（再掲）

沖縄総合事務局開発建設部においては、入札契約手続運営委員会における終了後に廃棄しなければならない資料について、紙配布をやめて、プロジェクターとPC画面での説明とすることで、情報管理や紙の消費量を削減するなどの取組を行っていた。

2) **コンプライアンス意識をより一層高めるための取組（地方整備局及び沖縄総合事務局開発建設部）**

① **コンプライアンス推進計画の進捗の把握状況**

東北地方整備局においては、各事務所から提出される「コンプライアンス推進計画の実施状況報告書」などの各報告書により推進計画の実施状況を確認していた。

関東地方整備局においては、コンプライアンス推進計画の目的や内容についての職員への浸透度、達成度及び理解度を把握し、今後の推進計画の策定、実施の参考とすること等を目的として、平成26年2月3日から3月20日にかけて全職員を対象にコンプライアンス浸透度調査を実施していた。

中部地方整備局においては、各事務所におけるコンプライアンス推進の取組（体制整備、意識向上の取組、副所長室の相部屋化等）状況について報告を受け、また、コンプライアンス報告書において、推進計画の各項目について自己評価を行っていた。

中国地方整備局においては、各事務所等のコンプライアンス推進の取組状況について、推進本部定例会議に報告させていた。

沖縄総合事務局開発建設部においては、平成25年12月24日にコンプライアンス推進計画を策定し、また、各事務所においてもコンプライアンス推進室を設けるなどしており、また各事務所におけるコンプライアンス推進の取組（体制整備、意識向上の取組、副所長室の相部屋化等）状況について報告を受けていた。

② **コンプライアンス推進計画 CA プロセス（検証と見直し、改善）の実施状況**

監察対象機関となる各地方整備局、沖縄総合事務局開発建設部において、PDCAサイクルを意識してコンプライアンス推進計画の見直しや改善を進めていた。

東北地方整備局においては、コンプライアンス報告書（検証と評価）について、コンプライアンス推進本部で実施状況に対する評価を毎年度

7月末までに公表し、推進計画の策定に当たっては、コンプライアンス報告書における改善点やアドバイザー委員の意見を反映させたいうえで策定しており、推進計画策定後に改善等が必要となった場合には、随時推進計画の変更を行っていた。

関東地方整備局においては、全職員を対象にコンプライアンス浸透度調査を実施し、その結果、把握された課題について、「コンプライアンスメール」や適正業務管理官が平成26年度内に全事務所等で行う講習会及び意見交換の場の中で、解説したり、意見交換したりしていた。

中部地方整備局においては、コンプライアンス報告書において、推進計画の各項目について自己評価及びアドバイザー委員の評価を受け、次年度の推進計画策定に反映させるよう、検討していた。

中国地方整備局においては、コンプライアンス出前講座時及びコンプライアンス講習会時にアンケートを実施し、コンプライアンス推進計画の目的や内容についての職員への浸透度、達成度及び理解度を把握し、今後の推進計画の策定、実施の参考としていた。

沖縄総合事務局開発建設部においては、各事務所におけるコンプライアンス推進の取組状況について報告を受け、また、推進計画の策定・改訂について、アドバイザー委員から意見を聴取し、平成26年度の推進計画策定に反映させていた。

3) その他、業務改善に関する各機関における独自の取組状況

東北運輸局においては、災害発生時の各種情報をリアルタイムで職員が共有できるよう、独自に「災害情報管理システム（DIMAS）」を職員が作成することによりコスト「ゼロ」で導入していた。

(5) 若手職員をはじめ職員一人一人が生き生きと仕事ができる職場環境整備、誇りとやりがいの共有、人材育成及び業務改善に関する各機関の長及び幹部の取組【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

国土交通行政の使命は、人々の生き生きとした暮らしと、これを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しく良好な環境、多様性ある地域を実現するためのハード・ソフトの基盤を形成することであるが、実際に仕事をする職員自身が仕事に対する満足感や喜びを感じられなければ、真に良いサービスを提供することは難しい。常に職員や組織の健康状態を把握し、業務改善や組織風土の改善に取り組んで行くためには、幹部職員の指導力が重要であり、改善に取り組んでいく意思を明確なメッセージとして職員に伝えることが必要である。そこで、各地方支分部局の長及び幹部職員に対する個別ヒアリングを実施した。

表Ⅱ－１ 若手職員をはじめ職員一人一人が生き生きと仕事ができる職場環境整備、誇りとやりがいの共有、人材育成及び業務改善に関する個別ヒアリングの対象者

対象機関名	対象者
東北地方整備局 能代河川国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港担当） 事務所長、全副所長
関東地方整備局 常陸河川国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港担当） 事務所長、全副所長
中部地方整備局 愛知国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港担当） 事務所長、全副所長
中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港担当） 事務所長、全副所長
北海道運輸局	局長、総務部長
東北運輸局	局長、総務部長
関東運輸局	局長、総務部長
中国運輸局	局長、総務部長
四国運輸局	局長、総務部長
国土技術政策総合研究所	所長、副所長（横須賀）、総務部長、企画部長
国土交通大学校	校長、副校長（小平）、柏研修センター所長、総務部長
沖縄総合事務局開発建設部	開発建設部長

個別ヒアリングの結果、幹部職員は次のようにいずれも組織のトップ若しくはトップを支える立場として高い認識の下、職員にメッセージを伝えるよう努めていた。

トップマネジメントについて

- ・組織のトップとして、よりよい組織・職場づくりをしていくためには、職員がしっかり仕事を進めることができるよう職場環境を整えることが重要であり、それに加えて、全国的な視点でのアドバイスや、よい取組

を情報発信していくことが重要である。

- ・ 職員が仕事のやりがいを実感するためには八つのポイントが重要である。①目的意識をしっかりと持つ、②全体の中での自分の仕事の位置づけ・役割を明確に認識する、③仕事に関する提案を管理職がしっかりと聞くとともに、その提案を実現する過程を経験させる、④社会とのコミュニケーション、世の中に説明していくことを大事にする、⑤責任を持たせる、⑥技術力、実力を高める、⑦ワークライフバランスを大事にし、健康管理、特に、メンタル面の健康管理を徹底する。そして、⑧として、上記①から⑦のすべてについて、管理職の意識が重要である。これら八つポイントについて、自ら事務所等を訪問する際に、職員に自らの考えを直接伝えるとともに、管理職員に対しても部下職員の士気向上のため特に留意すべき事項として今後とも指導していきたい。
- ・ 定員削減により人数が絞り込まれている中、従来の許認可行政から、地域交通をどう維持するかなど、社会のニーズが変化していること、こうしたニーズを的確に捉え、前例踏襲ではなく、職員一人一人がプロ意識を持って付加価値を加えることが重要であること、また、業務は組織で行うものであり、一人一人が抱え込んではいけないということを各種会議等において職員に訓示している。
- ・ 整備局の職員は能力、士気ともに高く、現場での対応力もある。一方で、公共事業批判により萎縮している面もあるため、やりがい・誇りをどのように高めるかが課題と考えている。職員への訓示でも第一に、時代の変化、情勢の変化に耳を傾け、世間のニーズに重点を置くこと、第二に、住民や首長の信頼を高めるためにはどうしたらよいか知恵を絞ること、第三に、健康管理をしっかりとすることを伝えている。
- ・ 地域の信頼を得るためには、①地域の声を汲み取ること②コンプライアンスについても法令をただ守るだけでなく、時代がどのようなことを求めているのか敏感になることが必要である。業務量が多い中、緊張感を持って仕事をしていてもエラーは起きるものであり、エラーが起きたとき速やかに報告することを徹底することが重要である。
- ・ 地域公共交通の維持確保のため感度を上げた対応が必要であるとともに、地方創生、オリンピック・パラリンピックなどは自治体や地方整備局、県警等の関係機関とも連携しつつ、地方のニーズをくみ上げて取り組んでいきたい。

管理職の意識改革について

- ・ミッションの達成のためには、管理職がまず共通認識を持ち、それを各々の職員がどういう役割を果たしていくかについて、管理職員が部下職員とコミュニケーションを図る必要がある。また、主要施策について、局内で議論して作成していくその過程が重要であり、それが内部的には士気向上につながるとともに、対外的な発信の強化にもつながる。
- ・管理者を育てていくことが重要であり、管理者はじかに事務室に行き、自らの言葉で職員に話しかけることが必要であるとの認識の下で、所属長には「部屋にこもるな」と言っているところであり、自身もそう心がけている。
- ・職場のコミュニケーションで心掛けていることは上意下達ではなく、係長・係員との直接のコミュニケーションを大事にすることにより、課内で係長・係員から課長への情報の対流が起こるような取組を心掛けている。

人材育成について

- ・人材育成の基本は、担当する業務に関わらずすべての職員が「国土交通省の職員である」という自覚を持ち、幅広い視野を持った総合力のある人材を育成することと考えている。
- ・国土交通大学校の使命として、常に最新の行政ニーズに応える研修を実施することが求められており、それらニーズを研修計画の重点項目として反映するように心がけている。現在は平成27年度の研修計画の策定に入っており、女性の活躍する社会の実現に向けて内閣府男女共同参画室と共同して、マネジメント系の階層研修において講義の時間を確保していくことや、事業を行う現場でより役に立つ研修にしていくという視点を持つこと、国交省の役割は何かを改めて考えながら、統合の効果を問いかけていくものとしていくことなど、考慮している。
- ・人材育成の観点からは、国家公務員の魅力は、主体的に政策を考えていくことにありと考えており、研修生が主体的に考えるように研修のありかたも考えて行きたい。

定員削減への対応について

- ・定員削減や業務の複雑化等の厳しい状況の中で、職員の立場としては、まず仕事をこなすことに目が向きがちとなるが、仕事の本質を理解し、行動するためにも、研修などを通じた個人の能力向上やチームワークにより組織としてパワーアップを図っていくことが重要であり、そのため

には、管理職員個々のマネジメント能力を高める必要がある。

- ・定員が削減されるとともに、事前規制から事後チェックへと業務の中心が移る中、如何に効率よく与えられた業務をこなすかが課題であり、業務分担にアンバランスが生じないように配慮するとともに、職員が業務の変化に対応できるよう、あらゆる機会を捉えて職員の動機づけを行っている。

若手職員の能力向上について

- ・若手職員は数が少なくなっており、相談しにくくなっていることが課題となっているので、研修やOJTを行うとともに、できるだけいろいろな仕事を経験して、人として大きくなってもらいたいと思っている。また上司にはいろいろ質問をするように指導している。
- ・近年、新規採用職員数が低水準であったことから、部下の指導経験がない係長も多いため、係長が若手職員を適切に指導・育成することについても配慮したい。
- ・若手職員の能力向上においては従前の研修に加えてOJTの充実、特に施工現場において最初の工程から最後の工程まで体験させる取組を行っている。
- ・若手の人材育成に当たっては「ほめる」ことが重要であり、表彰に当たってもHPに掲載して周知するように配慮している。
- ・許認可業務など従来の運輸局の基礎的な業務を経験した後に、市町村、民間など様々な関係者と係わる公共交通政策や観光振興政策に関する業務を経験することは職場環境としてはいい形である。

健康管理について

- ・健康管理は最も重要であり、一定の超過勤務時間を超えた場合は、臨時健康診断をきちんと受けさせること、指導区分が出た後も受診しているか確認すること、心身の不調が著しい場合は本人任せにするのではなく、職場と家庭が連絡を取り合って受診させるようなサポートが大切である。
- ・職員には常々意識改革やワークライフバランスの重要性について話をしている。
- ・職場のメンタルヘルス対策のため、管理職員のみでなく、外部カウンセリングや健康管理医による健康相談、健康診断や人間ドックの結果に基づく事後フォローなどきめ細やかな対応を心がけていきたい。

- ・港湾空港部局の場合、離島勤務者には、心のケアも含めた十分な健康管理が必要であり、今後も十分意を用いていきたい。
- ・心の健康については、できるだけ早期に情報をキャッチし、上司や健康管理担当者や健康管理医などが連携して対応することで、軽度のうちに対処していくことに努めている。
- ・気軽に相談できる職場づくりとともに、管理職に対し、職員の言語以外のシグナルを感じ取る感度を高めるよう働きかけている。
- ・体の健康についても、できるだけ人間ドックの受診を進めること、難しい場合には定期健康診断を行うことにより、早期発見に努めている。
- ・職員に過度な負担が生じることのないよう業務分担の見直しを行うとともに、超過勤務が多くならないよう留意し、積極的に声がけしている。
- ・特に忙しいところについては、局長が部長、事務所長からヒアリングを行い、必要な場合には、改善をお願いしている。

業務改善について

- ・業務改善についてはやらされ感がないように導入部分の丁寧な説明に心がけている。
- ・事務所長等会議において士気向上をテーマに議論した際、各所長から業務改善の良い提案が数多く出され有意義であったこと、さらに月一回程度開催している地方整備局長等会議の場でテーマとし、縦割りの部局だと本省へなかなか言いにくいことを、各局長が各部の縦割り業務を打ち破って横串でみて改善していけるという意味で、局長の役割が大きいと認識している。
- ・職員のアイデアを吸い上げて活かしていくことが重要であり、自身としても、自ら支局への巡視の際に支局職員からの声を直接聞きたい。

コンプライアンスについて

- ・職員が自分の判断で仕事を進めていくためには、コンプライアンスの確保が重要である。
- ・コンプライアンス意識定着においては職場のタテヨコの関係、風通しの良い職場環境作りが重要である。
- ・コンプライアンスルールの背景を理解することが重要であるとともに、マンネリ化の防止が重要である。
- ・いったん不適切な事象が発生した場合には、信頼回復は難しいことを職員に認識させるとともに、局長自ら範を示し会議の場等を活用してコン

プライアンスの遵守の徹底を図りたい。

- ・ 職員が講師となって、研修を実施することも重要であり、その職員自身のプレゼン能力の向上にもつながる。
- ・ 特に車検情報などの個人情報保護について、近年その取扱が変わってきていることを踏まえつつ、意識が薄れないよう、事あるごとに職員に働きかけている。

事務所におけるマネジメントについて

- ・ 事務所全体がチームとして一体感を持ち、活力ある職場環境を整備するため、事務所全体会議において事務所の使命と役割について説明し、また、事務系職員を対象とした現場見学会を実施することにより、全員が事務所の使命と役割をきちんと理解し、目的意識を共有できるよう努めている。
- ・ 風通しの良い職場づくりに心掛け、事務所が一つのチームとして一体感を感じられるよう努力していること、仕事と家庭の両立、ワークライフバランスが重要であること、公私ともに面倒をみたり、なるべく現場に若手職員を連れて行き、仕事の面白さを感じてもらったりするなど、士気向上に役立てている。
- ・ 事務所のミッションを共有し、目標を明確にすること、公務員としての自覚、責任・義務を理解すること、問題解決のためには個人ではなく組織で対応することなどが重要であると考えており、毎朝朝会を開催し、管理職の共通認識を高めている。
- ・ より良い職場づくりには悪い話ほど早く伝わるよう、日頃から職員に話しかけたり、良い成果が出たら褒めたりと風通しの良い職場づくりに心がけており、人材育成の面では今年度から、月1回から2回程度、希望する若手職員を対象として、現場見学、講演会、成果報告会を実施し、若手職員が事務所の業務全体を見渡し、自らの担務の意義を確認する機会を設け、士気向上に役立てている。

2. 提示意見

- ア 各監察対象機関は、若手職員をはじめ職員一人一人が、健康で生き生きと仕事ができる職場環境の整備と、全ての職員が誇りとやりがいを共有できる組織づくりのために、今回の監察の結果を踏まえ、例示した推奨事例にとどまらず、職員からの意見・提案や、他地方支分部局の取組などを参考にしながら、人材育成や業務改善への不断の取組を継続すること。
- イ 内部、外部のそれぞれのカウンセラーの利用状況について、利用者の少ない機関においては、その理由を分析し、イントラネットの活用に工夫を凝らす等、より利用しやすい環境整備に取り組むこと。
- ウ 沖縄総合事務局開発建設部においては、超過勤務の多い職員に対する医師による面談を積極的に実施すること。

3. 推奨事例

(1) 東日本大震災の経験・教訓を活かした研修等の取組(東北地方整備局)

東北地方整備局においては、今年度から東日本大震災における被災経験・教訓を活かし、自らの役割と心構えを認識させるため、「指揮心得」と「TEC-FORCE」に関する講義を22の研修・セミナーで実施されていた。

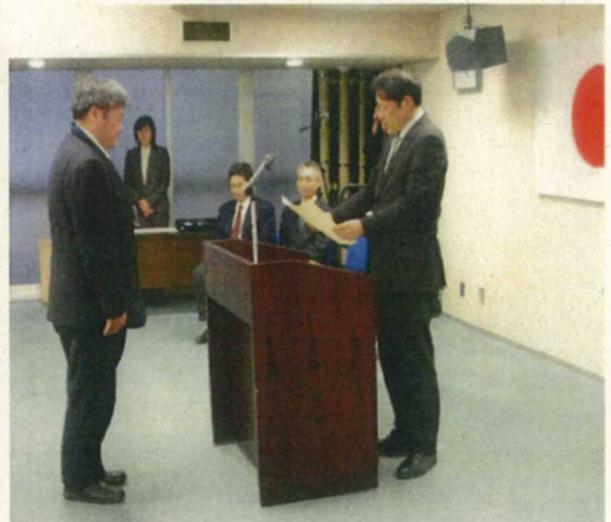
また、東日本大震災の復旧・復興事業のため、他の地方整備局等から応援派遣で来ている職員に対する激励・士気向上を図るため、「応援職員との意見交換会」を開催し、東北地方整備局長等から直接感謝の言葉を伝えるとともに帰還者への表彰を実施(資料Ⅱ-1)しており評価できる。

資料Ⅱ-1 東日本大震災の経験・教訓を活かした研修等の取組

他地整からの応援職員との意見交換会(平成26年3月13日(木))



意見交換会の様子



感謝状の贈呈

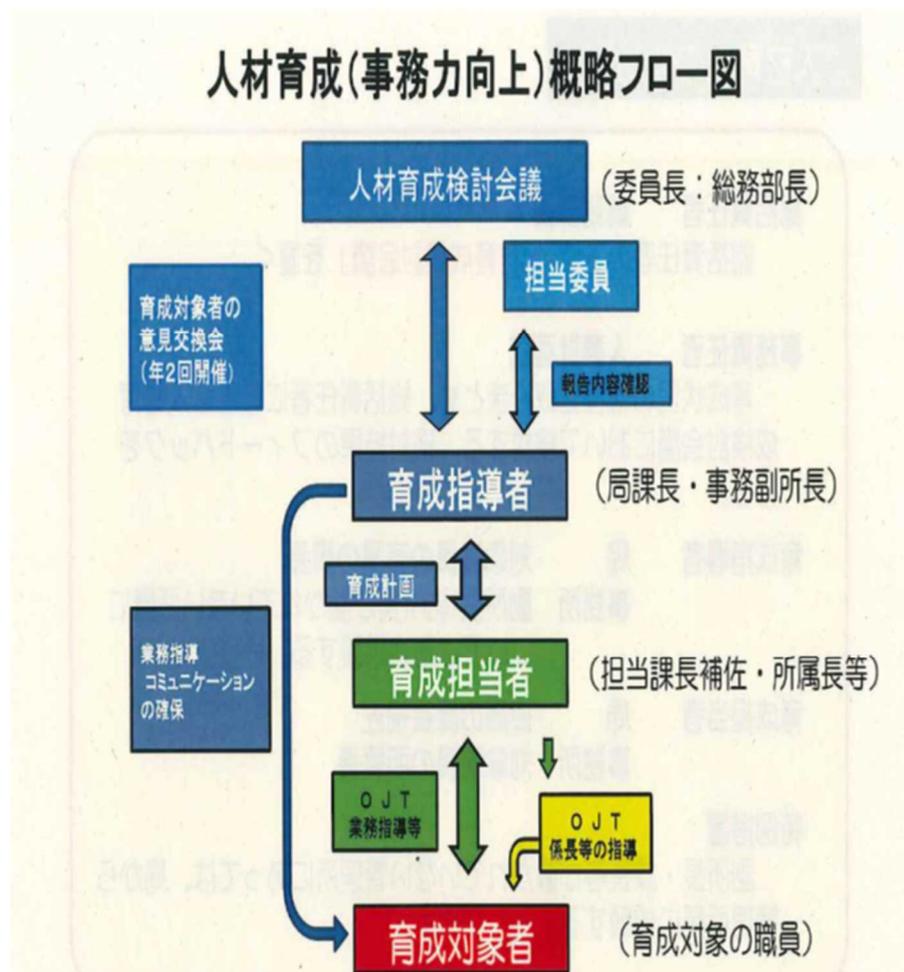
(2) 職員の人材育成に向けた総合的な取組（関東地方整備局）

関東地方整備局においては、平成17年3月に策定された「人材育成基本方針」にしたがい、事務官・技官を問わず若手職員を育成する様々のプログラムを計画的・継続的に実施していた。

例えば、若手職員の減少、団塊世代の引退等による技術伝承の課題に対応するため、入省1～4年目の若手職員を対象に、分野毎に指導要領を定め、教育担当官（事務所副所長等）の指導の下、技術習得を支援しており（資料Ⅱ－2）、教育担当官は対象職員から週単位で報告を受け、育成記録（人材育成カルテ）を作成（資料Ⅱ－3）し、人事異動の際にもその記録を引き継いでおり、本局では教育担当官への指導、履修状況の把握等を実施し、以降のプログラムに反映していた。

また、若手職員の課内勉強会を実施し、発表のみならず、司会進行等の運営を若手職員に担当させることにより、若手職員の説明能力及びプレゼンテーション能力の向上を図っており評価できる。

資料Ⅱ－2 職員の人材育成に向けた総合的な取組



(3) 職員の成長と部下指導力の向上を図る取組（中部地方整備局）

中部地方整備局においては、平成26年度に日常的な育成指導にシフトした「新OJT事務系若手職員育成プログラム」において、採用後、係長に昇任していない事務系職員（30歳を上限）を対象とし、2年間の育成期間を設け、育成指導者等が作成する対象職員毎の育成計画に基づいてOJTを実施していた。また、本局に設置したOJT推進委員会が作成した標準育成計画を踏まえ、対象職員毎の育成計画を作成するよう育成指導者に指導・助言を行っていた。

また、「施工技術研修」において、現場経験の少ない若手職員（出張所係長3年目まで）を対象とし、施工現場で一連の工事工程を体験させる事により、施工手順、施工方法、資機材の配置等、工事全体がイメージできるようにするとともに、施工上の重要なポイントの実習により現場技術力を中心とした技術力向上を図り、更に研修リーダー（指導者）には、工事工程の起承転結の流れを理解させるカリキュラム作成の指導や、研修に参加しやすい環境づくりへの配慮を行っており評価できる。

(4) 業務改善に向けた取組(中国地方整備局・関東地方整備局・沖縄総合事務局開発建設部)

中国地方整備局においては、会計課・契約課の職員による会計・契約業務改善プロジェクトチーム(以下、PT)で、昨今の定員削減、無駄排除や行政コスト節減・効率化、その一方で会計・契約事務は、益々多様化・複雑化し、担当者の能力向上が不可欠な現状であることなどを踏まえ、会計・契約事務に係る業務改善について、既存の制度等に縛られない議論を行い、出来ることから見直し等を行っていた。この会計・契約業務改善PTは平成21年10月に設置され、①無駄排除・コスト節減ワーキンググループ(以下、WG)、②業務見直し・改善WG、③情報化・危機管理WGの3つのWGに分かれ、活動しており評価できる。

関東地方整備局においては、行政文書の開示手続において、一度開示決定を行った「工事設計書等」は情報公開室内に設置したパソコンから閲覧やCD-Rへのコピーで一般公表する試行を行っており、昨年度に比べて、件数が概ね半減しているという業務改善の効果が上がっており評価できる。

沖縄総合事務局開発建設部においては、入札契約手続運営委員会における終了後に廃棄しなければならない資料について、紙配布をやめて、プロジェクターとPC画面での説明とすることで、情報管理や紙の消費量を削減するなどの取組を行っており評価できる。

(5) 「若旅」プロジェクトの取組（中国運輸局）

中国運輸局においては、企画観光部において、平成23年度に広島経済大学と連携協定を締結し、官学相互連携の取組である「若旅」プロジェクト旅行企画報告会を開催していた。これは、運輸局若手職員が大学生と共同で、若者の旅行離れの実態や問題点の分析、若者層が参加しやすい旅行像などについて、若者目線で考え、検討するものであり、平成26年3月には、検討の成果を旅行会社などの観光関係者に向けてプレゼンテーションする報告会を実施していることは評価できる。

資料Ⅱ－４ 広島経済大学興動館若旅促進プロジェクト概要

取り組み名:日韓交流ツアー
団体名:広島経済大学興動館若旅促進プロジェクト

2. 若者向け旅行商品 5

若者向け国際交流ツアープラン実現化による、若者の「旅」&「成長」促進！！

紹介



実績

- 中国運輸局との連携及びバックアップ体制の構築
- 日本人若者(10代～30代)を対象とした旅行意識アンケートの実施
現在500枚回収
- 韓国大学生を対象とした旅行意識アンケートの実施
現在62枚回収
- 本学の姉妹校(大邱大学校・嶺南大学校)にて、旅行意識のディスカッション及び交流会の開催
2日間で約60人を動員

若旅促進プロジェクトとは、若者の旅行促進と広島地域の地域振興目的として結成されたプロジェクト。その活動の一つとして、広島と韓国の若者が国際交流を通して、広島を学びながら観光する旅行プランを作成している。

作成している旅行プランの特徴は、観光に参加者同士の交流会、広島のPRなどの「プラスアルファ」の付加価値を求めていること。従来の観光には無い新しい旅のカタチを創造している。



大邱大学校にて



嶺南大学校にて

活動

- 日韓交流ツアーin広島の作成
- 作成したツアーの視察
- 本学の姉妹校への訪問 年1回
本年度は9月に渡航予定
- 広島紹介スライドの作成及び広島PR
- 旅行会社の方を招いての報告会

**若者の若者による
若者のための「旅」を！！**

9

(6) K A I Z E N 1 0 推進本部の取組（中国運輸局）

中国運輸局においては、平成21年10月に、運輸局長を本部長とし、局議メンバーを構成員とした「K A I Z E N 1 0 推進本部」を設置し、各部において選定された重点事項を中心に、業務の見直し、改善に向けた取組を進めていた。

平成22年7月には、優先順位の低い業務の洗い出しの視点から、身近な改善提案、新たな取組提案（グッドプラクティス）など、誰でも気軽に改善や提案ができるシステムを導入しており、平成25年度には、地方自治体の交通担当者を対象とした公共交通勉強会の企画・実施等、3件の提案があった。

また、推進本部において、着眼点、創意工夫度、改善度等の観点から審査した結果高い評価を得た提案について、運輸局長が表彰する制度を平成22年7月に創設しており、これまでに10件の表彰実績がある。

平成26年10月には、応募シートの簡素化や若手職員の積極的な関与・取組等についても表彰できるように見直しを行い、11月には、通常業務における職場環境の改善提案を表彰の対象にできないか等を検討するため、課長補佐・専門官等を構成員とする見直し検討委員会を立ち上げ、検討しているところであり、業務改善を促進するために制度の見直しを不断に行う取組として評価できる。

(7) 各種会議の合理化の取組（北海道運輸局）

北海道運輸局においては、平成23年11月に、局長自らが組織のミッションを明確化した「職務執行に当たって留意して頂きたい事項について」（資料Ⅱ－5）を策定した。平成24年3月には「北海道運輸局パワーアップ作戦」（資料Ⅱ－6）を策定し、職員間での情報・ノウハウの共有の充実を図るなど、運輸局の職員が一体的チームとして持続的、効率的かつ効果的に成果を挙げるため、業務改善に取り組んでいる。

業務の棚卸しの検討を行い、合理化を行った事例としては、運輸局幹部の指示に基づき各種会議の抜本的な見直しが行われ、

- ① 支局長等会議において、メール等で情報共有できる事案は付議せず、議論をしなければ新たな価値を生み出せない事案等に議題を絞る。
 - ② 局長の決裁が必要な事案について、形式的な持ち回り決裁に費やす時間を節減するため、運輸局幹部による意思決定会議を実施する。
- など、会議の効果的・効率的な開催を徹底していることは、より少ない労力でより良い成果を挙げるための取組として評価できる。

資料Ⅱ－5 「職務執行に当たって留意して頂きたい事項について」の項目

職務執行に当たって留意して頂きたい事項について(項目のみ)
20111118 北海道運輸局長
I. 運輸局での仕事の基本(使命＝ミッション)
①安全安心の推進
②健全かつ適正な競争と協調の構築
③運輸・観光セクターのハブ・センターの役割
II. 具体的留意事項
①本省からの指示、取り決め等に則って実施することは基本としつつも、その実施に当たっては、遂行すべき職務の背景、考えという理論的側面について十分に理解し、地域の実情に照らして運用を考えること。
②所管事業の状況等について、定性的傾向を認識するのにとどまらず、数値により要素・要因を把握し、現場、現物・現実を直視して分析・説明すること。
③個別事案・事象が全体においてどのようなウエイトを占めるのかというような、構造的捉え方をすること。
④費用対効果の考え方にもとづき業務を徹底して見直すこと(とにかく何らかの事務を実施すればよいという考えは採らない。)
⑤職務執行に当たって、創意工夫を凝らして、磨き上げること。
⑥これまでの枠組みを超えた連携・協力・協調・共同を考えること。
⑦常にチームワークを心がける。
⑧無駄・無理・ムラを省く。
⑨ITを活用する。
III. 今後、新たにに取り組む重点業務課題
IV. 結び

資料Ⅱ－6 「北海道運輸局パワーアップ作戦」の項目

北海道運輸局パワーアップ作戦(項目のみ)

1. 従前の枠組みを超えて、関係団体・機関との連携・協力・協調・共同を構築する。
2. ITツールの活用等により、局の情報発信力を強化する。
3. 会議を実質的な議論をする場として活用するため、効率的・効果的運営を図る。
4. 年度毎重要事項を各部・各支局に策定する。
5. 職員間での情報・ノウハウの共有の充実(ナレッジ・マネジメントの強化)を図る。
6. 無駄・ムラ・無理追放運動を展開する。

Ⅲ. 広報・広聴及び事業者とのコミュニケーションの取組

1. 報 告

(1) 趣 旨

国土交通省の行政は国民生活に密着しており、社会・経済情勢の変化に対応した課題、要請等に的確に取り組むためには、地方公共団体や民間企業、さらに国民各層に対し、分かりやすい広報に努め、また、国民の声に真摯に耳を傾ける広聴に力を入れる必要がある。そのためには、職員一人一人の広報マインドも重要であるし、それを組織としてどのようにバックアップするかも大事である。

また、所管行政を遂行する上で重要なパートナーである工事受注者等の事業者、業界団体等とのコミュニケーションを的確に行うことも、求められている。

以上を踏まえ、各監察対象機関における広報・広聴及び事業者とのコミュニケーションの取組について監察を実施した。

(2) 広報・広聴に関する取組

国土交通省は国民生活に密着した官庁として、「人々の生き生きとした暮らしと、これを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しく良好な環境、多様性ある地域を実現するためのハード・ソフトの基盤を形成すること」を使命とし、各種施策及び事業を推進している。このような国土交通行政を進めるにあたり、国民の理解と協力そして信頼を得ることは不可欠であり、施策及び事業の透明性の確保、国民からの意見の反映に積極的に取り組む必要がある。以上を踏まえ、各監察対象機関における広報・広聴に関する取組状況について監察を実施した。

1) 広報に関する指針・計画等の整備状況

各地方整備局等及び各地方運輸局では、それぞれ広報に関するルールや計画等を作成していた。

東北地方整備局能代河川国道事務所では、平成 26 年 5 月に広報の方針と計画を作成しており、「住民との信頼関係を構築する」という目的や、「日常業務を徹底アピール」、「計画的かつ継続的な広報」などの方針が明確化されていた。

中部地方整備局では、平成 25 年度から毎年度整備局全体の広報方針及び各部の広報計画を作成するとともに、計画に基づき実行した広報の活動について「広報戦略会議」において分析、評価を行い、その結果を踏まえた次年度の方針・計画の策定を行っていた。

中国地方整備局では、中国地方整備局広報・広聴実施方針が定められており、その中に、「広報・広聴計画の策定と評価・改善（PDCA サイクル）」という項目が設けられ、継続的な改善がなされる仕組みとなっていた。

国土技術政策総合研究所では、当該年度の重点計画、広報対象者別の活動方針等が位置付けられた「国総研広報計画」が作成され、幹部の出席を経た会議において実施した内容の分析・評価がなされ、毎年度見直されていた。

一方、関東地方整備局、東北運輸局、四国運輸局では、それぞれの部局において積極的に広報活動を実施していたものの、広報に関する組織全体の方針・計画を策定していなかった。

2) 報道機関等への対応に関する取組状況

各地方整備局等及び各地方運輸局においては、報道機関への対応に関

するルールやマニュアルを作成していた。

東北地方整備局では、東日本大震災後に取材申し込みが増えたことを踏まえ、平成 24 年度に「報道機関（マスコミ）取材対応に係る情報共有について」により基本的な対応者や情報共有の体制を示し、災害発生時や緊急時においては「災害発生時における記者発表の留意点について」及び「緊急時における報道機関への対応への留意点」により記者発表の留意点や発表のタイミング等について重要なポイントが簡潔かつ丁寧に記載されており、またそれらの情報をイントラに掲載するなどの周知徹底が行われていた。

各地方運輸局においては、マニュアルの中に、効果的なプレスリリースになるように、資料作成のポイントとなる留意点を盛り込んで作成されていた。

3) 広報体制の整備状況及び広報のスキルアップのための研修等の実施状況

① 広報体制の整備状況

各地方整備局等においては、それぞれの機関において広報の担当者を決めて広報業務に取り組んでいた。

中部地方整備局では、「広報戦略室」を設け、副局長を室長とし、総務部・企画部職員とともに、各部・代表事務所の広報戦略官を構成員として広報活動の検討や評価を行っていた。

各地方運輸局においては、広報対策官に関係各課の広報案件の集約を行い、事案の重要性に応じて、運輸局長、運輸局次長の承認を得て、広報業務に取り組んでいた。

国土技術政策総合研究所では、組織全体の共通認識、連携等を図るための「広報班」が設置されているとともに、広報活動の方針等を審議するため、幹部だけでなく研究部門も含めた「広報戦略室」や「広報推進会議」が設置されていた。

② 出前講座等の取組状況

各地方整備局等及び各地方運輸局において、それぞれメニューを設け実施していた。

関東地方整備局では、企画部企画課が窓口となり整備局内で約 350 のメニューを用意し、平成 24 年度、25 年度の 2 年間で約 130 回の出前講座を実施していた。さらに、実施数や参加人数を年度ごとに整理すると

ともに、出前講座の受講者だけでなく、講師に対してもアンケート調査を実施するなどの丁寧なフォローアップをしていた。

沖縄総合事務局開発建設部では、出前講座としては実施していなかったものの、「魅せましょう！活（いき）なインフラ！」として、一般の方々を対象に開発建設部所管の工事や施設の見学のイベントを行っていた。

四国運輸局では、平成 24 年度、25 年度の 2 年間で 45 回の出前講座を実施していた。出前講座の実績アップを図るため、ホームページでの案内に加えて、運輸局管内の県及び市町村教育委員会あてに講座一覧、申込み手順等を案内する周知文書を発出して積極的な取組を行っていた。

北海道運輸局では、出前講座の開催実績を増やす必要もあると思われることから、講座メニューの充実を図るとともに、広報活動について検討を行う必要がある。

東北、関東、四国及び中国の各地方運輸局においては、一部の出前講座で実施後の受講者へのアンケート調査がされていなかった。

国土技術政策総合研究所では、年間 20 回程度の出前講座が開催されていた他、年間 450 件程度、国土交通大学校、各地方整備局、大学等に各研究室から講師を派遣し、国土交通省の職員のスキルアップに資するとともに国土技術政策総合研究所の P R に努めていた。

国土交通大学校では、出前講座の実施はなかったものの、地元市民等を対象としたスプリングスクール、サマースクール、施設内散策といった施設内見学等のイベント及び防災関係その他の公開講座が開催されていた。

③ 広報のスキルアップのための研修等の実施状況

各地方整備局等及び各地方運輸局では、職員の広報のスキルアップのための独自の工夫を凝らしていた。

東北地方整備局では、研修の中での広報に関する講義のほかにも講演会を行い、また事業広報に関する専門性を有する自衛隊に出向きノウハウの習得に努めるなど、職員のスキルアップの機会を増やす取組を行っていた。

関東地方整備局及び中国地方整備局では、広報に関する研修の中で講義的な内容のほかに実践的な研修として、実際の記者発表資料作成や、模擬プレゼンテーションなどを行う形式の講義を取り入れるなどの取組を行っていた。

北海道運輸局では、新聞社職員を外部講師として招聘して、マスコミ側から見たプレス発表のあり方などの講義を受けることで知見を深める取組を行っていた。

東北運輸局では、東北地方整備局の行う「広報講演会」に広報担当者が参加して、広報に関する知識等を身につけるための取組を行っていた。

国土技術政策総合研究所では、1～2回／年程度、講義のテーマを設定し外部講師等による研修を実施し、70名程度／回の職員が参加していた。

4) ウェブサイトの整備状況

① ウェブサイトの作成または更新における工夫の状況

各地方整備局等及び各地方運輸局とも独自のホームページを作成しており、それぞれの機関において工夫を凝らしていた。

関東地方整備局では、本局ホームページの更新にあたり、関係各部が集まり意見交換会を実施し、現状の分析を行った上で統一的な改良方針を決定していた。

国土技術政策総合研究所では、利用者から寄せられた意見も踏まえ、操作性、視認性を向上させる観点から、トップページを一画面に収め、利用者が求める情報にたどりつき易くなるよう新着情報を全面に押し出す工夫がなされていた。

国土交通大学では、昨年度ホームページのリニューアルを行うにあたり、若手職員を中心としたメンバーでワーキングチームを立ち上げて問題点や改善点等が議論され、よく利用される項目はメインボタンを配置したり、研修員からの要望が多かった「研修のしおり」がトップページに配置される工夫がなされていた。

② 高齢者・障害者等に配慮したウェブサイトの作成等に関する取組状況

高齢者・障害者の情報アクセシビリティを確保、向上させるために、ウェブコンテンツを制作・運用する際に配慮すべき事項がJIS規格「高齢者・障害者等配慮設計指針」（JIS X-8341-3：2010）として規定されている。各監察対象機関のホームページにおけるJIS規格の対応状況を監察した。

東北地方整備局や北海道、東北及び関東の各地方運輸局では、一部コ

ンテンツについて JIS 規格対応のチェックツールによる問題箇所の洗い出しを行っていたものの、すべてのコンテンツが JIS 規格に対応済みという機関は無かった。

③ ウェブサイトの改善のための取組状況

各地方整備局等及び各地方運輸局はウェブアクセスカウンターを活用するなどの方法により、閲覧状況を把握していた。

中部地方整備局愛知国道事務所では、ウェブのアクセスについて分析を行い、所内広報チームで評価を行った結果、より多くのアクセスのあるページに関する情報の充実を図るなどの取組を行っていた。

北海道、東北及び四国の各地方運輸局では、アクセス解析ツールを利用して、コンテンツ毎の閲覧数を把握することにより、より必要で求められる情報を検証して、次の改善に活かそうとする取組を行っていた。

国土技術政策総合研究所では、毎月、トップページへの総アクセス数はもとより、各研究室へのアクセス数、各部毎の新着情報の掲載件数を集計し、幹部会において周知する体制が構築されていた。

5) 防災に関する情報発信に関する取組状況

各地方整備局等及び各地方運輸局における防災に関する情報発信の取組状況について監察を実施した。

① 平常時における防災に関する情報発信の取組状況

各地方整備局等は、平常時から防災に関する情報発信を行っていた。

関東地方整備局では、河川の増水時の注意喚起や道路冠水時の注意喚起を行う道路冠水注意箇所マップの掲載をし、管内住民に平常時から災害に対する注意を呼びかけていた。

関東地方整備局常陸河川国道事務所では、茨城新聞に広告を掲載し、道路の冠水への注意喚起や久慈川・那珂川の水害への備えなどの防災意識の啓発に取り組んでいた。

中国地方整備局では、地域のプロスポーツチームや地域イベントと連携し、スタジアムなどイベント会場において広報ブースを設け、直に住民に接した防災啓発活動に取り組んでいた。

四国運輸局においては、開発に携わった津波救命艇の普及のために管内各地において展示、説明会を実施したほか、ホームページトップ画面に専用のバナーを設け情報発信に取り組んでいた。

国土技術政策総合研究所では、災害調査、防災に関する研究、波浪観測、強震観測に関する情報のホームページでの公開、一般公開時における防災に関する実験施設の公開、防災に係る講演会の開催、東日本大震災研究報告会を開催することにより、平常時から近隣住民等に対する防災啓発活動に取り組んでいた。

② 災害発生時等の緊急時の情報発信の取組情報

各地方整備局等は、法定の防災情報のほかに防災体制の情報や道路の通行止め情報などを中心にホームページ等で緊急の防災情報の発信を行っていた。

各地方運輸局においては、各地方運輸局が定める防災業務計画に基づき災害発生時には、公共交通機関の運行情報について、ホームページ等において交通事業者等へのリンクを貼るなどして、可能な限り情報発信を行う取組となっていた。

国土技術政策総合研究所では、災害対策本部の設置や専門家の派遣状況等について記者発表するとともに、適時適切にホームページで情報発信されていた。

6) 広報結果のフォローアップに関する取組状況

各地方整備局等及び各地方運輸局は記者発表に対する報道の掲載回数等のフォローアップを行っていた。

中部地方整備局では、「広報戦略会議」において記者発表に対する報道の掲載回数を過去2カ年との比較・分析を行うとともに、各部における広報の好事例をとりまとめ周知していた。

東北運輸局では、プレスリリース先である記者会を複数にすることで、加盟社が同じであっても複数記者会への情報を発信することにより、記者が情報を入手しやすくすることで、記事となりやすいように工夫を行っていた。

国土技術政策総合研究所では、ホームページの総アクセス数等を整理し幹部会で報告するとともに、一般公開の参加者、国総研レポート等の刊行物等の読者及び講演会等の参加者にアンケートを実施し、広報の改善に役立てていた。

7) 国民から広く意見を聴くための取組状況

各地方整備局等及び各地方運輸局は、国民の意見を聴く窓口として、

ホームページ上にメールアドレスや電話番号等の問い合わせ窓口を設けていた。

関東地方整備局では、HP上に総合窓口だけでなく、道路標識に関する意見受付など各種の問合せ等に関する窓口の一覧を表示するなど、わかりやすくする工夫を行っていた。**（資料Ⅲ—1）**

北海道、関東、中国及び四国の各地方運輸局においては、ホームページトップ画面に行政相談やお問い合わせのバナーを設け、利用者がわかりやすく、簡単にアクセスできるように工夫していた。

資料Ⅲ－１ 関東地方整備局ホームページにおける問合せ窓口一覧（一部抜粋）

お問い合わせ窓口一覧	
関東地方整備局に関連するさまざまなお問い合わせへを担当する窓口のご案内です。	関東地方整備局組織の紹介
各種相談、お問い合わせの窓口	関東地方整備局幹部
総合相談窓口／企画部 各種お問合せ・ご要望・ご相談・ご意見などを受付。	コンプライアンスの取り組み
土木工事書類作成マニュアル／企画部 土木工事書類作成マニュアルに関する質問。	入省案内
建設現場悩み相談／企画部 関東地方整備局発注工事で、請負契約者同士では相談できないような現場の悩み相談窓口。	出前講座
道の相談室／道路部 関東甲信地域における道に関する様々な相談を受け付け、道の相談についての情報を提供。	スキルアップセミナー関東
海とみなとの相談室／港湾空港部 海と港に関する総合的な相談窓口。	
公共工事の品質確保の相談／企画部 公共工事の品質確保に対する管内自治体からの技術的な相談を受付。	
適正化法相談窓口／総務部契約課・経理調達課 適正化法に関する設業団体、建設業者及び地方公共団体等からの各種疑問・相談に対する相談窓口。	
資格試験の事務取扱窓口／企画部・営繕部・建政部 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県内に住所地のある方の合格証明書、免状又は免許証の交付窓口。	
関東地方整備局個人情報保護窓口／総務部 保有個人情報に関する窓口。開示請求には法第13条2項により本人であることを確認できる証明書が必要。	
特殊車両通行申請／道路部 狭い道路に大型車を通行させたり特殊車両を通行させるときに守らなければならないことや、通行許可の申請をするときの手続きなどの情報を掲載。	
河川の占用について／河川部 特定の者が継続的に河川を使用するために必要な占用許可についての情報を掲載。特別使用にあたる許可使用と特許使用（流水の占用を除く）の説明など。	
公共建築相談窓口／営繕部ほか 営繕関係の各種基準類の整備、シビックコア地区整備制度の活用、設計者の選定、設計VEの適用、保全指導などの様々な取り組みについてのお問い合わせ・ご質問等を受付。	
技術開発相談窓口／企画部・関東技術事務所 建設技術に関する技術提供・提案・各相談等の受付窓口の紹介。	
標識BOX／国土交通省道路局 目的地の表示がおかしい、方向の表示が実際の道路形状にあっていないなど好ましくない標識を見つけた場合の意見を受付。	

8) その他、広報・広聴に関する各機関における独自の取組状況

関東地方整備局常陸河川国道事務所では、平成26年6月16日からツイッターによる情報発信を開始しており、その際ツイッターによる情報発信の要である迅速性の観点から、事前に定型的な内容とそれ以外にわけ、それぞれの手続きのやり方をルール化するなどの工夫も行っていった。

中国地方整備局では、旅行会社と協働し、インフラツーリズムとして現場見学ツアーを企画し、地域振興と広報が一体化された取組がなされていた。

北海道、東北、中国及び四国の各地方運輸局においては、メールマガジンを毎月発行して、公共交通施策などの最新情報の提供を行っていた。**(資料Ⅲ-2)**

関東運輸局及び国土技術政策総合研究所においては、報道機関との懇談会を毎年行っており、プログラムの中に国土交通省関係施設の見学を盛り込み、施設、施策の紹介を行いつつ、報道機関との信頼関係の醸成に繋げる取組を行っていた。

国土技術政策総合研究所では、他の研究機関や産学官が連携したシンポジウム、土木研究所や港湾空港技術研究所と連携した講演会、記者懇談会の開催及び専門分野に精通した方々を対象とした詳細な研究内容を紹介するためのリーフレットが作成されていた。また、より多くの報道機関等に研究成果が取り上げられこれらの活用等が図られるよう記者発表資料の作成担当者のアドバイザーとして記者発表資料支援窓口を設置していた。

資料Ⅲ－２ 四国運輸局におけるメールマガジン（一部抜粋）

<h2 style="margin: 0;">公共交通政策かわら版</h2>	<p>平成26年 第32号 四国運輸局企画課発行</p>
--	--------------------------------------

平素より、当メールマガジンを御愛読いただきありがとうございます。

今年は雨の多い夏でしたね。あっという間に9月になってしまいました。さて、四国で公共交通で9月、といったら何でしょうか。正解は、「四国統一公共交通利用促進キャンペーン」です。今年は9月14日（日）から10月18日（土）の約1ヶ月がキャンペーン期間になっています。徳島市、高松市、松山市、高知市の4都市でイベントがありますよ！イベントの詳細につきましては、本かわら版p6をご覧ください。

その他の情報ですが、今月ははじめに、先月著任いたしました、国土交通省総合政策局交通支援課長よりご挨拶させていただいたあと、先月とりまとめられた「国土のグランドデザイン 2050」の概要についてご紹介させていただきます。「国土のグランドデザイン 2050」は、2050年を見据えた、国土づくりの理念や考え方を示すもので、国土交通省の中でも大きな施策の一つです。その他、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会の最終とりまとめを8月6日に公表いたしましたので、そのご報告をさせていただきます。ぜひご一読いただき、関心を持っていただければ幸いです。

第32号目次

- ご挨拶（国土交通省総合政策局交通支援課長 高桑 圭一）・・・・・・・・・・ 2
- 国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～
（国土交通省国土政策局総合計画課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会の最終とりまとめ
（国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課）・・・・・・・・ 5
- 「四国統一公共交通利用促進キャンペーン」の実施について・・・・・・・・ 6
- 国土交通省 SUMMER JOB2014 のご報告
（国土交通省公共交通政策部）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 今後の国土交通省の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

(3) 工事受注者とのコミュニケーションの取組

国土交通省では、受発注者間のコミュニケーションを円滑にし、生産性の向上を図る「施工効率向上プロジェクト」の取組を進めている。取組は複数あり、それぞれ一部の現場におけるモデル的な実施から数年かけて全国における本格実施を行う方式で推進している。それぞれの取組について本格実施から数年経過していることから、現在の地方整備局及び沖縄総合事務局開発建設部における実施状況及び効果の検証の状況等について監察を実施した。

1) 三者会議に関する取組状況

① 三者会議の実施状況

三者会議の名称と会議の対象とする工事は各機関で独自に設定されてはいるものの、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前において一同に会して設計思想・条件等の情報共有を行う取組は各地方整備局等において行っていた。

中部地方整備局愛知国道事務所では、事務所独自の取組として工事契約後速やかに受発注者による「工事準備打合せ会」を実施し、当該工事に関する条件の確認や地元状況、留意点などの固有情報を共有していた。

② 三者会議の効果等の検証状況

関東、中部、中国の各地方整備局では、アンケートを実施していたが、東北地方整備局、沖縄総合事務局開発建設部ではアンケート等による効果の検証は実施していなかった。

2) ワンデーレスポンスに関する取組状況

① ワンデーレスポンスの手引きの作成状況

各地方整備局等において、ワンデーレスポンスの手引きを作成していた。

② ワンデーレスポンスの実施状況

各地方整備局等において、すべての工事を対象としてワンデーレスポンスを実施していた。

③ ワンデーレスポンスの効果の検証状況

中国地方整備局では、平成23年度に、受発注者を対象にアンケート調査を行い、効果の検証と課題の抽出が行われていた。この内容は、出張所長・監督官連絡会で情報共有され、新たな提案がなされていた。

関東、中部、中国の各地方整備局では、アンケートを実施していたが、東北地方整備局、沖縄総合事務局開発建設部ではアンケート等による効果の検証は実施していなかった。

3) 設計変更審査会に関する取組状況

① 設計変更審査会の実施状況

各地方整備局等において、名称の違いはあるものの、要領等を作成し設計変更審査会を実施していた。

② 設計変更ガイドライン及び工事一時中止に係るガイドラインの作成状況

各地方整備局等において設計変更ガイドライン及び工事中止に係るガイドラインを作成し、工事契約の特記仕様書に設計変更ガイドラインや工事中止に係るガイドラインに基づくことを記載していた。

③ 設計変更審査会の開催による効果の検証状況

関東、中部、中国の各地方整備局では、アンケートを実施していたが、東北地方整備局、沖縄総合事務局開発建設部ではアンケート等による効果の検証は実施していなかった。

4) 受発注者の業務効率化に関する取組状況

① 工事書類の簡素化に関する取組状況

各地方整備局等において、「土木工事資料作成マニュアル」等のマニュアルを作成・運用して工事書類の簡素化に努めていた。

② 情報共有システム等の情報通信技術の導入による業務効率化の取組状況

各地方整備局等において、情報共有システムを導入し業務効率化に取り組んでいた。

5) その他、受注者とのコミュニケーションの円滑化に資する各機関における独自の取組状況

中部地方整備局では、受発注者双方が施策の取組内容を理解し適切に運用するために、平成 23 年度から「受発注者合同説明会」を各県ブロック単位で行っていた。

中国地方整備局では、新任監督員研修において初めて現場にでる監督職員に体験させることと技術の伝承を図るため、技術検査官を受注者役に見立て、工事を進める各段階を想定して、指示・協議・打合せや地元対応の方法に関する模擬演習を行っていた。

(4) 業界団体等との協働・コミュニケーションの取組

国土交通省の行政を推進する上で、重要なパートナーである工事受注者等の事業者、協会団体等とのコミュニケーションを的確に行う必要がある。上記を踏まえ、各監察対象機関における業界団体等との協働・コミュニケーションの取組について監察を実施した。

1) 業界団体等と協働して管内の住民に訴えかける取組状況

各地方整備局等は、関係団体等と協力して様々な取組を行っていた。

関東地方整備局では、土木学会、日建連、関東地域づくり協会、施工業者、旅行会社等と連携して現場見学ツアーを開催するなどの取組を行っていた。

各地方運輸局では、自治体、鉄道、船舶、自動車、バス等の関係団体と協働して、公共交通の利用促進、観光振興及び安全等をテーマとした住民参加型のイベントを開催して、参加者に対して、施策の紹介及び理解の促進を図る取組を行っていた。

中国運輸局では、鉄道事業者、鉄道関係団体、警察等と連携して、「踏切事故防止キャンペーン」を行っており、チラシ・グッズの配布を行っているほか、幼稚園を訪問し、職員自らが作成した踏切のルールに関する紙芝居を披露して踏切事故防止の啓発を行う取組を行っていた。

2) 技術力向上や現場の安全対策向上のための取組状況

① 技術力向上のための取組状況

関東地方整備局では、日本建設機械レンタル協会、日本測量機器工業会、日本道路建設業協会と連携して、情報化施工講習会を開催していた。

中部地方整備局では、平成20年度に産官学からなる「建設ICT導入・普及研究会」を設立し、建設生産プロセスにおいてICTを活用することによる効率化・高度化の検討に取り組んでいた。

中国地方整備局では、情報化施工の推進や施設の長寿命化に関する意見交換会・勉強会が行われていた。また、業界団体と協働し、鉄鋼スラグを砂の代替材として、海洋で用いるためのマニュアル作成に取り組んでいた。

② 現場の安全対策向上のための取組状況

各地方整備局等では、各事務所における受注者団体との現場の安全パトロールや、安全対策に関する講習会を実施していた。

3) 業界団体等や個別業者とのコミュニケーションの実施状況

各地方整備局等は、定期的に業界団体等との意見交換を実施していた。

東北地方整備局では、各部が関連する団体との意見交換会のほか、入札不調や不落、人手、資材の不足などの現場状況を把握するため、建設資材対策東北地方連絡会を通じて定期的に需給状況を把握していた。

中部地方整備局では、平成 25 年度から管内各地域の地元建設業者 181 社へのアンケート及び 61 社への個別ヒアリングを定期的に実施し、景況感（受注状況）、技能労働者の不足感、労務費相当額の状況、その他建設業に関する状況を集約し、四半期に一度、公表するなど業界の状況の積極的な把握に努めていた。

中国地方整備局では、建設業界と官公庁などの関係者が、効果的な広報を行うため、「中国地方における建設産業の魅力発信に向けた勉強会」を行い、その成果として、行動計画がとりまとめられていた。

(5) 広報・広聴及び事業者とのコミュニケーションに関する各機関の長及び幹部の取組【幹部職員に対する個別ヒアリングの実施結果】

国土交通省の行政は国民生活に密着しており、社会・経済情勢の変化に対応した課題、要請等に的確に取り組むためには、地方公共団体や民間企業、さらに国民各層との広報・広聴を含めたコミュニケーションが重要である。そのためには職員一人一人のレベルアップと組織としてのレベルアップを両輪で進めていく必要がある。そこで、各地方支分部局の長及び幹部職員に対する個別ヒアリングを実施した。

表Ⅲ－１ 広報広聴及びコミュニケーションに関する個別ヒアリングの対象者

対象機関名	対象者
東北地方整備局 能代河川国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港担当）、広報広聴対策官 事務所長、全副所長
関東地方整備局 常陸河川国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港担当）、広報広聴対策官 事務所長、全副所長
中部地方整備局 愛知国道事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港担当）、広報広聴対策官 事務所長、全副所長
中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所	局長、総務部長、企画部長、総務部総括調整官（港湾空港担当）、広報広聴対策官 事務所長、全副所長
北海道運輸局	局長、総務部長
東北運輸局	局長、総務部長
関東運輸局	局長、総務部長
中国運輸局	局長、総務部長
四国運輸局	局長、総務部長
国土技術政策総合研究所	所長、副所長（横須賀）、総務部長、企画部長
国土交通大学校	校長、副校長（小平）、柏研修センター所長、総務部長
沖縄総合事務局開発建設部	開発建設部長

個別ヒアリングの結果、幹部職員は次のようにいずれも組織のトップ若しくはトップを支える立場として高い認識の下、工夫を凝らしながら様々な取組を行っていた。

- ・ 広報・広聴というと、広報の方が大事なように思われているが、広聴も非常に大事だ。なぜなら、われわれの仕事は世の中のニーズを聴き、それをプロジェクトにして世の中に実現するのが仕事だからである。また、広報は、事実を淡々と伝えるだけでなく、聞く相手にどういう気持ちになってもらいたいかということまで考えて行わなければいけない。
- ・ 広報は非常に重要と考えている。我々の仕事を理解してもらおうとともに、地域の人に応援してもらうために積極的に進めていきたい。広報戦略会議を設けて議論し積極的に広報を進めており、結果的にメディアの露出も多くなっている。職員には、一人一人が、広報マンという意識を持ってもらうことが必要と考えている。更に幹部自らマスコミと意見交換を行うことも重要と考えおり、整備局の目標や目指すところを積極的に説明していきたい。
- ・ 広報については、変わったことをやる必要はなく、予算をかけずに基本的なことを確実にやることが重要である。またそういう行動を普段の業務に組み込んでいく必要があり、広報は余分な業務でなく、業務の1割は常に広報というように業務の一部と考える必要がある。
- ・ 広報については、地域住民に対し事業の効果や必要性をご理解いただくために重要と考えており、積極的に取り組んでいるが、今後広報効果の見える化や検証などにも取り組んでいきたい。
- ・ 広報については重要性が2つあり、一つは国民の理解を得て支援いただくこと。二つは、職員の仕事が評価され、やりがいや誇りに繋がることである。受け手の立場に立ってわかりやすい広報が必要であり、研修によって職員の広報スキルは向上した。
- ・ 組織のプレゼンス向上に繋がる広報が重要。一般の方は現場に関心が高く、インフラツーリズムの取組が効果を上げ始めている。災害広報については、T E C 広報班を組織しスポークスマンを配置した。
- ・ 運輸局の行政は事業者等の活動を通じてその目的が達成される面があることから、関係自治体、関係事業者の理解を得て協力をいただくことが行政目的達成のため重要であり、あらゆる機会を通じて積極的な情報発信と効果的な広報に努め、ホームページの改善をはじめ、躊躇せずに広

く広報を行っていくことが大切と考えている。

- ・ 出前講座、鉄道・バスの日のイベント等をとらえて住民から感想を聞くなどコミュニケーションを図ることも重要であること、業界団体、個別事業者との関係においては、国土交通省がどのような意識で施策を行っているのか丁寧に説明を行い、理解を得ていきたい。
- ・ ホームページ、メルマガ、広報誌等での広報を基本としつつ、なぜこのような広報を行うのか問題意識をきちんともって行うことが大切であり、できるだけマスコミに取り上げてもらえるように工夫をすることを心がけ取り組んでいきたい。
- ・ 頻度を多くし、きめ細やかな情報発信を行うことが大切であるとともに、できるだけ自治体、業界関係者へも運輸局から出向いて情報発信することを心がけ、現場をよく知り、感度を上げていくことが大切と考えている。
- ・ 法律、制度が変わっていく中で、適切に自治体、事業者等に対して、改正・変更内容の周知が必要で、関係者が理解できるような、わかりやすい広報を行うことが大切であり、広報については、できる限りマスコミに取り上げられるように広報内容を工夫する必要があると考えている。観光施策をはじめとした、各施策については、自治体や関係団体、業界団体、マスコミ等と懇談会や、積極的に意見交換をする場を設け、情報交換を行っていくことを心がけている。
- ・ 国土交通省の広報のあり方については、民間とは違い行政の広報であることに留意し、納税者である国民に対して、それに見合ったサービスを提供しているという広報が必要と考えている。
また、広報について大切なのは、誰に対して広報を行うかを意識するとともに、何のためにこのような広報を行うのかという、目的をきちんと説明することが重要と考えている。
- ・ 看板となる研究を決めてしっかりと取り組むこと、タイムリーな研究を行っていくことが大事である。
- ・ 自分たちの仕事が地域にどれだけ役に立つことであるかを語れることが重要である。
- ・ 研究者は研究にのみ全力を注ぐだけでなく、成果を得た後はそのエネルギーの1割でも広報に割くべきであり、マスコミの興味を引くためには見えるものを重視していくべき。
- ・ 目立つ意識を持った広報を展開することにより研究者が生き活きとしてきた事例もあるため、今後ともマスコミに対する積極的なアプローチを

していきたい。

- トップクラスの研究者の個々の顔も出していくことにより、重要な組織であると浸透させていくことも必要である。
- 各地方整備局や地方公共団体等の現場に役立つ地道な研究を進めるとともに、外部へのPRに今後とも取り組んでいきたい。
- 広報は公平性が重要だと考えており、情報を受け取る側の立場から広報を考えていく必要がある。
- 喫緊の課題や新たな研修テーマをお知らせするとともに、研修参加率の更なる向上を目指し、市町村に対する周知を強化していきたい。
- 気象や災害等のテーマで地域住民を対象として実施した公開講座に対する反応が良かったため、地域に身近であると思われる竜巻や洪水等のテーマを取り上げていきたい。
- 地域住民とのコミュニケーションを図るため実施しているスプリングスクール等のイベントは、職員のやる気アップにも効果が出ていると感じており、出来る限りオープン化を進めていきたい。
- 地域住民とのコミュニケーションに関しては、地域の住民の信頼を得るということを意識している。そのためには仕事の内容だけでなく言葉や行動、身なりに気をつけることを大事だと考えており、部下にもそう指導している。
- 住民、業界団体等とのコミュニケーションについては、住民と業界団体等では、それぞれのターゲットによって違いはあるが、目的をきちんと説明してコミュニケーションを図ることが大切であると考えている。また、地方紙については、各県で支配力があるため、扱いに重きをおいて、その論調等にも留意しつつ、コミュニケーションを図るよう心がけている。

2. 提示意見

- ア 各監察対象機関は、今後とも組織としての広報・広聴のパフォーマンスの向上と個々の職員の広報・広聴のスキルの向上を図ることを両輪で進め、さらに今までの取組の検証とこれを踏まえた必要な措置を講じること。
- イ 各監察対象機関（国土技術政策総合研究所及び国土交通大学校を除く）は、事業を円滑に進めるための重要なパートナーである工事受注者等の事業者、業界団体等とのコミュニケーションは不可欠であり、今後とも相互の立場を踏まえつつ適切なコミュニケーションを推進すること。
- ウ 各監察対象機関は、ホームページのアクセシビリティ向上のため、今後の内容更新等の機会をとらえ、できるだけJIS規格「高齢者・障害者等配慮設計指針（JIS X-8341-3:2010）」へ対応したコンテンツの作成に努めること。
- エ 関東地方整備局、東北運輸局、四国運輸局は、組織全体の広報の方針・計画を策定し、随時評価・改善を行うことについて検討すること。
- オ 東北地方整備局及び沖縄総合事務局開発建設部は、いままで実施してきた施工効率を向上させるための受発注者間のコミュニケーション円滑化の取組に対し効果の検証を行い、必要に応じて取組の改善を行うこと。
- カ 北海道運輸局は、出前講座の利用推進を図る観点から、講座メニューの充実や広報について検討を行うこと。

3. 推奨事例

(1) 広報方針・計画策定の取組（中部地方整備局）

中部地方整備局では、広報について独自で整備局全体の方針やわかりやすいスローガンを作成しており、（資料Ⅲ－３）組織としての広報活動の目標が明確であることから各部における広報活動の一体的な効果が期待できる。また取組に対して経年的な効果を整理するなどの分析・評価を行っており評価できる。

資料Ⅲ－３ 中部地方整備局広報方針

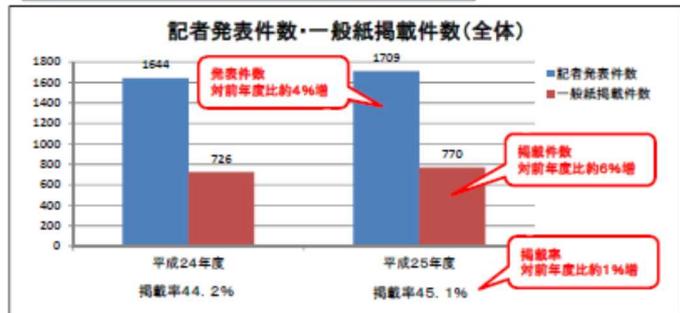
資料 1 (1) 1

平成26年度中部地方整備局広報方針(案)

- ・整備局(事務所)の仕事・役割の重要性を理解して頂く。
(公共事業の有効性、建設業の必要性について理解を得る。)
- ・地域住民や利用者等にとって必要な情報をわかりやすくタイムリーに伝える。
- ・広報活動を計画的(戦略的)・継続的に行い、国民との信頼関係を醸成

【広報目標】

① 記者発表件数、掲載件数の増加を図る



■ 記者発表の工夫(見せ方、わかりやすさ、インパクト)

■ 効果的な広報手法により、掲載数(新聞・TVなど)の増加を図る。

■ ロゴマークの活用

TEC-FORCE Technical Emergency Central FORCE



■ 記者ニーズ把握のため懇談会や取材時など機会を捉えて関係構築(実務者レベルでの実施)

(2) 出前講座の取組（四国運輸局）

四国運輸局では、職員が直接説明等を行う出前講座の取組では、26の講座メニューを設けて、公共性・公益性の高い学校等の機関を実施対象の中心と位置づけて取り組んでいた。

出前講座の案内については四国運輸局ホームページのトップ画面に出前講座専用のバナーを設けて案内しているほか、管内のすべての市町村教育委員会及び県教育委員会に対して、講座一覧、申込手順等を案内した文書を発出していた。（資料Ⅲ－４）

これは、講座への理解と利用促進を図るための積極的な取組であり評価できる。

資料Ⅲ－４ 市町村教育委員会及び県教育委員会に対する出前講座の利用促進に関する取組

<p style="text-align: right;">四運企交第20号 平成26年8月25日</p> <p style="text-align: center;">市町村教育委員会 教育長様</p> <p style="text-align: center;">四国運輸局企画観光部長</p> <p style="text-align: center;">四国運輸局出前講座のご案内について</p> <p>四国運輸局では、国民のみなさんとの対話を重視したコミュニケーション型行政の一環として、四国運輸局の業務や【観光・環境・鉄道・バス・タクシー・船】などについて、もっとみなさんを知っていただくと共に、ご意見やご要望などをお聞かせいただく場として出前講座を開設しています。</p> <p>本出前講座は、平成15年6月のスタート以来、内容の充実を図っており、今年度は26講座を開設しています。</p> <p>講座内容は別紙のとおりで、小学生向けから全ての層を対象にしたものまで用意しておりますので、貴委員会管内の各小、中学生における授業の一環としてご活用いただきたくご案内申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">※四国運輸局のホームページもご覧下さい。 【http://wwwb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/kikaku/demae.html】</p>	<p style="text-align: right;">四運企交第20号 平成26年8月25日</p> <p style="text-align: center;">各県教育委員会 教育長様</p> <p style="text-align: center;">四国運輸局企画観光部長</p> <p style="text-align: center;">四国運輸局出前講座のご案内について</p> <p>四国運輸局では、国民のみなさんとの対話を重視したコミュニケーション型行政の一環として、四国運輸局の業務や【観光・環境・鉄道・バス・タクシー・船】などについて、もっとみなさんを知っていただくと共に、ご意見やご要望などをお聞かせいただく場として出前講座を開設しています。</p> <p>つきましては、貴委員会管内の各市町村教育委員会あてに小、中学校の授業で活用いただくようご案内をさしあげたところです。</p> <p>貴職におかれましても内容が知の上、開催に際しましては便宜をお伺いいただきたくよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">※四国運輸局のホームページもご覧下さい。 【http://wwwb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/kikaku/demae.html】</p>
---	--

四国運輸局 出前講座のご案内

■出前講座の実施について

四国運輸局では、国民のみなさんとの対話を重視したコミュニケーション型行政の一環として、四国運輸局の業務や「観光・環境・鉄道・バス・タクシー・船」などについて、もっとみなさんを知っていただくと共に、ご意見やご要望などをお聞かせいただく場として出前講座を開設しています。

講座内容は、次世代を担う小学校の中高学年を対象に「バスの乗り方教室」、「交通安全・省エネトラック授業」、「バリアフリー教室」、「ふみきりの役割」、「自動車について」、「船や海について」等のテーマを用意しています。(文部科学省の「総合的な学習の時間」応援団に登録しています。)

また、全ての年齢層を対象にした「かしこい車の使い方」、「デジタル・ジャパン事業」、「地球温暖化問題への対応」、「船のつくり方」、「造船について」等の講座も設けています。

パンフレットやビデオ等を使用して分かり易く説明しますので、教育関係者をはじめ広く一般の方にもご活用いただけます。(進水式見学や工場見学などの組み合わせが可能な場合がありますので、ご相談下さい。)

■申し込みの方法

別添の「出前講座一覧」から希望講座を選び、実施希望日の2か月前までに、各担当課あて下記事項をご連絡ください。

日程等を調整させていただきます。

- ・希望講座名
- ・講演希望日
- ・講演場所
- ・受講対象者、予定人数
- ・申込者の連絡先

(3) 広報のスキルアップ研修の取組（北海道運輸局）

北海道運輸局では、広報のスキルアップ研修として、運輸支局職員も含めた会議である北海道運輸局陸運技術専門官会議等の中で、広報対策官が講師となって、プレスリリース及びプレス対応について講義が行われていた。

また、新聞記者や新聞社職員を外部講師として招聘して、北海道運輸局及び運輸支局職員を対象に「新聞記事になるプレスリリース」等の講義を受ける研修を行っていた。（資料Ⅲ－５）

これは、マスコミ側から見たプレスリリースのポイント、考え方をすることで、北海道運輸局が行うプレスリリースをより効果的なものとするための取組であり評価できる。

資料Ⅲ－５ マスコミ関係者を招聘した広報スキルアップ研修の取組

広報スキルの向上にむけて～広報スキルアップ研修を開催しました～

北海道運輸局では、様々な部署において多数のプレスリリースを行っておりますが、新聞等への掲載には至らないことも多々あり、写真を活用する際にも、低画質・ピンぼけ等により使用できない写真が多数見受けられます。

そこで3月12日、北海道運輸局海技試験場において、職員の広報スキルの習得を目的とした「平成25年度 広報スキルアップ研修」を開催し、北海道開発局広報室の2名を含む16名が参加しました。

本研修は、北海道新聞社編集局経済部記者 山崎 真理子氏と、同写真部編集委員 浅利 文哉氏を講師として迎え、「デジタルカメラ活用術」と「新聞記事になるプレスリリース文のポイント」について説明頂きました。



リリースのポイントを説明する山崎氏

始めに「新聞記事になるプレスリリース」として、山崎氏から次のポイントの説明がありました。

- ・ インパクトのあるタイトルとする。
- ・ リード文（前文）で全体像を見せる

新聞記事は新しいもの、大きいものが優先されてしまい、書いた記事がカットされる可能性もある。そのため、重要な内容は最初に書く。

- ・ ニュースバリュー 話題性・速報性・時事性

今までにないもの、「数字」「初めて」というのは記者として気になる。また、恒例の行事であっても、「今年（今回）ならでは」、「今年（今回）の意義付け」があれば良い。ストーリー性（ドラマ・地域連携・民間協働など）も重要。

- ・ リリースのタイミング

早ければ早いほどだが、早すぎると忘れられる可能性も。2週間程度前がベストで、遅くとも1週間前。新聞社等でも交代で休みを取る週末や、地方開催物は調整が必要となるため、早めにリリースを行う。また、リリースをした際は、担当者と連絡がつく体制として欲しい。

また、記者として広報担当者に望むこととして、①面倒見が良い、②サービス精神旺盛、③嘘をつかない（言える、言えない、知らない。オンレコ・オフレコの使い分け。）、④会いに行きたくなる人、といったお話がありました。



デジカメ活用術を説明する浅利氏

記事にしてもらうためには、記者の気持ちを知ることが近道でありますので、記者の視点、記者の気持ちを伺うことができたこの講義は、とても参考になる講義でした。

続く「デジタルカメラ活用術」の講義では、参加者全員に持参して頂いたデジカメを使いながら、プロのカメラマンである浅利氏より、デジカメの基本的な使い方、撮影の際に配慮する事項、構える姿勢などをご説明頂きました。

当方において、広報誌等々各部・各支局等より投稿頂きますが、文章と違って修正が困難なのが写真です。「サイズが小さい」といった事をはじめ、暗い、ピンぼけ、構図等々なかなか

(4) ツイッターを活用した広報を行う際のルール作りの取組（関東地方整備局常陸河川国道事務所）

関東地方整備局常陸河川国道事務所では、平成26年6月16日からツイッターによる情報発信を開始した。その際、ツイッターによる情報発信の要である迅速性の観点から、事前に定型的な内容とそれ以外にわけ、それぞれの発信までの手続きをルール化していた（資料Ⅲ－6）。

ツイッターによる情報発信は、遅れると逆効果になる可能性もあることから、事前にこのような対策をとっていることは他機関の参考になるよい取組であり評価できる。

資料Ⅲ－６ 関東地方整備局常陸河川国道事務所におけるツイッターによる防災情報発信の運用

<p style="text-align: right;">平成26年6月16日 常陸河川国道事務所</p> <p style="text-align: center;">常陸河川国道事務所 Twitter（ツイッター）運用について</p> <p>1. 主旨・目的 常陸河川国道事務所が発信する「河川・道路における防災情報・緊急情報」等について、多様な情報発信ツールを使用し、即時発信するため、普及が進んでいる携帯端末の民間ソーシャル情報サイト（Twitter）を活用し、事務所 HP と連動し、情報発信力の強化を行うもの。</p> <p>2. 運営・管理 Twitter（ツイッター）は、常陸河川国道事務所長を管理責任者として運用し、担当者として計画課が運営・管理作業を行うものとする。</p> <p>3. 発信情報 常陸河川国道事務所が管理する久慈川・那珂川や国道6号、50号、51号の防災情報及び行政情報を発信する。</p> <p>4. 発信にあたっての基本的事項 (1) ツイッター登録内容 ① 名前 国土交通省 常陸河川国道事務所 ② メールアドレス kt3048a@ktr.mlit.go.jp ③ ユーザー名 mlit_hitachi ④ 自己紹介文 国土交通省 常陸河川国道事務所です。所管する「久慈川、那珂川等の河川や、国道6号、50号、51号」に係る防災情報などを発信します。リンクは詳細な情報がある際に掲載します。※情報発信専用とします。ご意見等は公式HPへお願いします。 河川（久慈川・那珂川流域）、国道（茨城県内） ktr.mlitgo.jp/hitachi/ （160字以内） (2) 公式アカウント @mlit_hitachi (3) URL https://twitter.com/mlit_hitachi (4) 情報発信（ツイート）を原則とし、個人アカウントへの返信（リプライ）やツイートを引用してのツイート（リツイート）は行わない。 ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォロー</p>	<p>対象効果が期待できる場合とする。 が常陸河川国道事務所の公式アカウントであること の信頼性向上のため、「公共機関アカウント」 利用する場合は、117文字 文＋根拠となる資料へのリンクを掲載する。 ： 」、「改段落：/」を適宜用いる。 る。 ング 日〇〇時 〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇県〇〇 を上回りました。／詳細は→URL ング 〇月〇〇日〇〇時 〇〇川洪水予報第〇号 はん</p>
	<p>※注意情報／〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇県〇〇市〇〇）で測定した〇〇川の 水位がTP+〇.〇m（level〇）に達し、更に上昇する恐れがあります。／詳細は →URL ③ HPでの被災状況又は被災対応状況発表のタイミング 例） 〇〇川被災情報／〇〇月〇〇日〇〇時 〇〇川〇岸〇〇（〇〇県〇〇市〇〇） で、河岸の洗掘が確認されました。 洗掘の規模は、〇〇で、〇.〇m、現在現 地において〇〇。／詳細は→URL (2) 道路災害 ① HPでの通行規制発表のタイミング 道路災害／〇〇月〇〇日〇〇時 〇〇及び〇〇規制区間が雨量規制基準を超えた ため、事前通行規制を開始します。／詳細は→URL (3) 地震災害 ① HPでの地震災害に係る情報発表のタイミング 例1） 〇〇地震〇〇川被災情報／〇〇月〇〇日〇〇時 〇〇川〇岸〇〇（〇〇県〇〇 市〇〇）で、川側の堤防のり面が高さ〇.〇m幅〇.〇m崩れました。 現在現</p>

(5) 業界団体等と協働して管内の住民に訴えかける取組（中国運輸局）

中国運輸局では、鉄道事業者、鉄道関係団体、警察等と連携して、踏切道の通行に際しての安全意識の高揚を図り、安全で円滑な踏切道の通行を確保することを目的とした「踏切事故防止キャンペーン」を行っていた。

また、同キャンペーンの中で、踏切事故の防止のためにチラシ、グッズの配布を行っていたほか、幼稚園を訪問して職員自らが作成した踏切でのルールに関する紙芝居を披露していた。**（資料Ⅲ－7）**

これは、踏切での安全な渡り方について、幼児にもわかりやすく説明し、踏切事故防止の啓発を行っているものであり、説明対象者を意識した、積極的な広報活動の取組として評価できる。

資料Ⅲ—7 中国運輸局における幼児を対象とした踏切事故防止のための取組



また、子どもたちに踏切について学んでもらおうと「ふみきりってなあに？」という中国運輸局鉄道部オリジナル紙芝居も上演しました。紙芝居には「ふみきりあんぜんまもるんジャー」が駆けつけ、会場の子どもの元気な声をひろいながら、踏切のルールを覚えてもらいました。

鉄道部では、これからも様々な機会を通じて、鉄道についてPRをしていきます！



(6) 建設企業の動向把握の取組（中部地方整備局）

中部地方整備局では、平成 25 年度から管内各地域の地元建設業者 181 社へのアンケート及び 61 社への個別ヒアリングを定期的を実施し、景況感（受注状況）、技能労働者の不足感、労務費相当額の状況、その他建設業に関する状況を集約し、四半期に一度の公表を実施している。**（資料Ⅲ－8）**

管内の業界の状況を把握するために率先して業界と密にコミュニケーションを取っており評価できる。

資料Ⅲ－８ 中部建設現場レポート

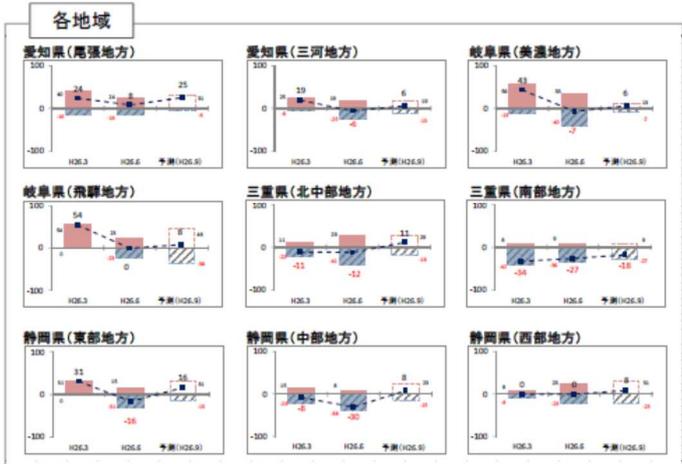
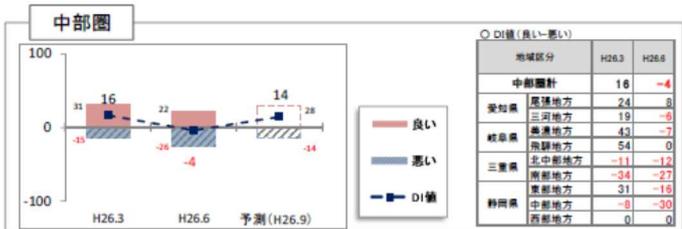
中部建設業現場レポート
－建設企業の声－

中部建設業現場レポートの概要

- (1) 目的
中部地域における建設企業の動向を的確に把握し、建設業行政の適切な運営に資することを目的とする。
- (2) 内容
管内各地域の地元建設業者が回答した景況感（受注状況）、技能労働者の不足感、技能労働者の労務費相当額の状況、その他建設業に関する状況を中部地方整備局で集約
- (3) 実施方法
メール、FAX等によるアンケート(181社)及び企業への個別ヒアリング(61社)により実施。
※アンケートと個別ヒアリングを実施した企業は一部重複する。
- (4) 公表時期
原則3月、6月、9月、12月の年4回
- (5) 対象地域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県

平成26年6月
国土交通省 中部地方
建設部 建設産業

1. 景況感（受注状況）について



主な声

(受注状況・受注見通し)

- ・地方自治体の発注は現在は少ない状況。(元請)
- ・手持ち工事が終わるまで、新たな受注はできない状況。(元請)
- ・建築では、民間発注8割、官発注2割の受注を行っているが、最近では建築費高騰のため、マンションの新規受注は控えているほか、民間発注で工期の長いものは断る場合もある。(元請)

※アンケートを複数集計したものである。
※ポイント(%)は小数点第1位にて四捨五入している。